施行：平成 26 年 8 月 1 日
改定：平成 28 年 4 月 1 日

くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引

熊本県 PR キャラクター「くまモン」と「くまもとサプライズロゴ」は
1）熊本県の PR
2）熊本県産品の販路拡大
3）熊本県の産業振興
を目的としたキャラクターとロゴです。目的に沿ってご利用ください。

※申請する前に必ずお読み下さい
この手引は、くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴを利用する皆さまが円滑に申請作業を行えるように作成した資料です。利用規程、様式及び様式の記載例もご確認のうえ、ご利用ください
※本「利用の手引」は随時更新されます。申請前に必ず最新版をご利用・ご確認ください。

●目次
はじめに…P2～4
全体の流れ…P5
熊本県 PR 事業者登録…P6～P9
利用できるイラスト…P10～13
利用許諾申請…P14
禁止事項…P15～P21
食品へのイラスト利用‥P22
利用許諾を受けたら…P23～27
熊本県 PR 事業者登録をせずに利用申請を行う場合…P28
平成 26 年 10 月 30 日に追加され新イラストの利用について…P29～31
【利用の手引別紙】
くまモン利用商品等の名称について…P32～33
くまモンのセリフについて…P34～P36
くまモンに衣装を着せる場合について…P37～38
納税証明書（その６）の請求について…P39～40
くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理…P41
手引の内容確認セルフチェックリスト…P42

熊本県　商工観光労働部　観光経済交流局　くまもとブランド推進課

◇はじめに

[※重要※]くまモンのイラスト等の利用には、"必ず"利用許諾申請を行ってください。

くまモンのイラスト(以下、くまもとサプライズロゴを含む)を利用される場合は、
利用許諾申請をしていただく必要があります。また、それぞれ書類等の提出先も異なります。

利用
許諾申請

通常の利用許諾申請
(事前に"熊本県 PR 事業者事業者登録"が必要です) →P5 参照

【例】・くまモンのイラストを利用した商品(食品を含む)を製作、販売する場合
・くまモンのイラストを利用したノベルティ/PR グッズなどを製作、配布する場合
・くまモンのイラストを利用した看板/ホームページなどを製作、掲示する場合

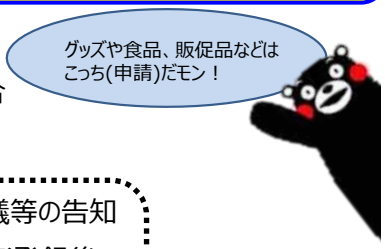

※全県規模以上の参加者を集める会議、学会、大会等の主催者がその会議等の告知物、記録物、無償配布物のみにくまモンを利用する場合にもこの PR 事業者登録後の許諾申請が必要ですが、PR 事業者登録において一部提出を省略できる書類があります（利用規程 3 条 2 項該当を除く）。→P8 の添付書類リスト「特例」欄参照

利用許諾申請
(PR登録事業者登録不要分)

下記に示す例外的な利用許諾申請（利用規程 3 条 2 項）
("熊本県 PR 事業者登録"は必要ありません)→P28 参照

【例】・熊本特集など雑誌掲載/TV 番組等で利用する場合
（※特定の企業や商品の宣伝にはご利用いただけません）
・申請者が主催するイベント等にくまモン隊の"出動"が決定しており、その出動告知等に利用する場合
・熊本県庁各所属が利用する場合

※熊本県 PR 事業者登録が必要ない場合でも利用許諾申請は必要です！

【"熊本県 PR 事業者登録"及び"利用許諾申請"が必要でない場合】

※著作権法に定める著作権の制限に該当する場合。
【例】・個人で利用する場合（※詳しくはくまモンオフィシャルホームページ「くまモン利用申請」の FAQ をご覧ください）
・報道目的で利用する場合
・学校の授業の課程で利用する場合

【利用にあたっての注意】

原則として、写真の利用は禁止です。くまモンのイラストをご利用ください。
(写真を使ったパッケージ等は作成できません)

写真

イラスト

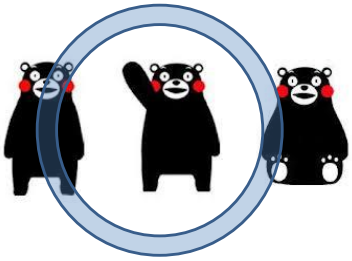

●申請書に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。

利用許諾申請 書類提出/問い合わせ先

〒862-0954　熊本市中央区神水 1-6-3　出口ビル 1F
日本トータルテレマーケティング株式会社　くまモン利用許諾事務局
TEL: 096-300-5284
受付時間：平日 9:00～15:00
※平成 26 年度より、日本トータルテレマーケティング株式会社に利用許諾事務を委託しています。

利用許諾申請
(PR登録事業者登録不要分) 書類提出/問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県商工観光労働部　くまもとブランド推進課　本館 8F
TEL:096-333-2133
受付時間：平日 8:30～17:15

○図：場所について

●申請書はホームページからダウンロードしてお使いください。

くまモンのホームページ 「くまモン」で検索
http://kumamon-official.jp/

○図：くまモン利用許諾申請様式ダウンロードページ(くまモンオフィシャルサイト)

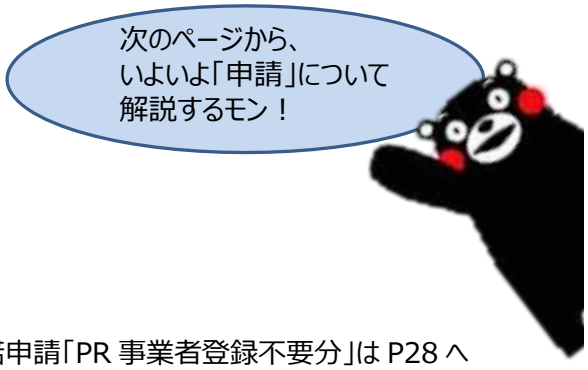

利用許諾申請「PR 事業者登録不要分」は P28 へ

◇全体の流れ

利用
許諾申請

● 申請する前に、全体の流れをご確認ください

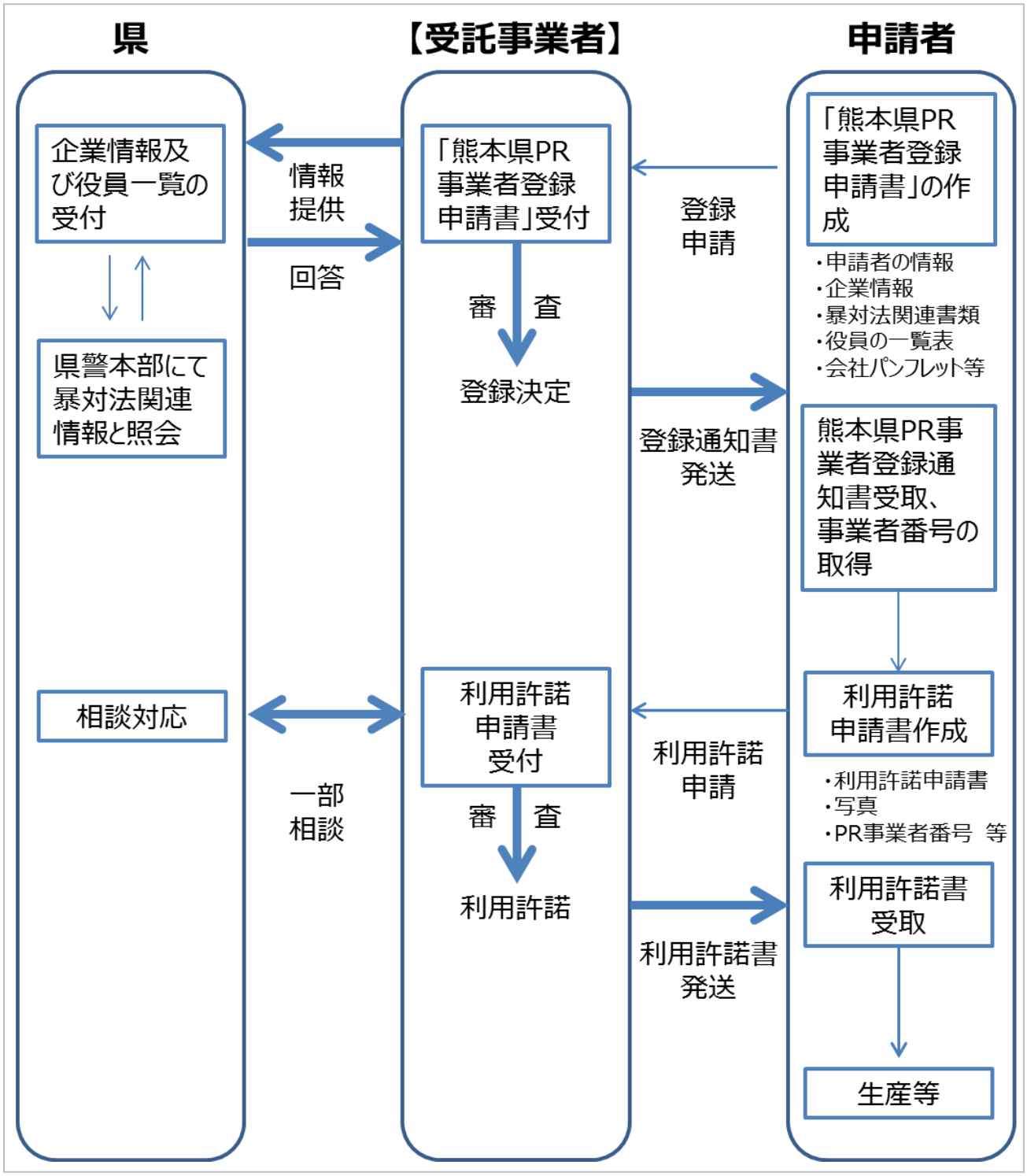

・PR 事業者登録と利用許諾申請の審査業務を、熊本県から委託を受けた「日本トータルテレマーケティング株式会社」が行います。

・利用許諾申請の前に「熊本県 PR 事業者登録」が必要です(詳細は P6)。なお、PR 事業者登録申請書と利用許諾申請書を同時に提出することはできますが、利用許諾の審査は PR 事業者登録後となります。

・利用許諾書を受け取るまで、量産はできません。ご注意ください。

◇熊本県 PR 事業者登録

利用
許諾申請

●利用許諾申請を行う前に、必ず「熊本県 PR 事業者登録」を行ってください。

※ただし、PR 事業者登録申請書と利用許諾申請書を同時に提出することも可能です。

くまモンのイラストを利用するには、事前に「熊本県 PR 事業者登録」をする必要があります

熊本県 PR 事業者登録とは…
くまモンのイラストを利用される方々を、事前に「熊本県 PR 事業者」として登録する制度です。

・反社会的勢力との関連の有無などの審査を行います。
(利用申請審査の期間の短縮のため、最初に一度事業者としての審査を行います。)

・事業者登録は登録日から 2 年間有効です。
(登録日から 2 年間は利用許諾申請を行うことができます)

新しい制度だモン！
協力してほしいモン！

・くまモンのイラスト利用にあたっては、積極的に熊本県 PR にご協力ください。

Q.なぜ、こういう手続きをする必要があるのですか？

A.理由は 3 つあります。
まず 1 つめは、「くまモンは熊本県の PR キャラクターであり、熊本県の PR や、県産品の販路拡大、県の産業振興に寄与すると認められる場合にのみ、ご利用いただけるという趣旨をご理解いただくため」です。

2 つめは、「くまモンが反社会的勢力に使用される事を防ぐため」です。このために、熊本県警と協力し暴対法関連情報との照会を行います。

最後に、「申請審査期間の短縮のため」です。これをすることで、今まで毎回申請の度にチェックしていた会社情報を、毎回チェックする必要がなくなり、審査の期間が短縮できます。

以上の目的を果たすため、今回「熊本県 PR 事業者登録」制度を取り入れました。

●PR 事業者登録終了後に、利用許諾申請書を提出してください。

PR 事業者登録・利用許諾のそれぞれに審査・処理期間が必要です。余裕を持ってお早めに提出してください。

○図：それぞれの申請期間について

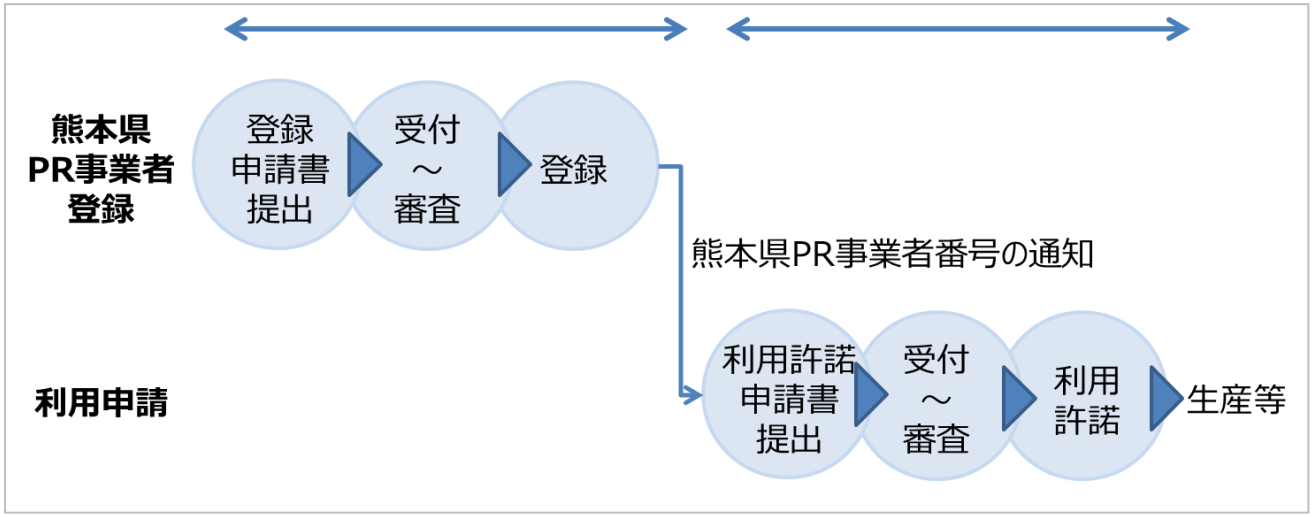

※申請内容や受付状況によって許諾までの期間が異なりますので、お問い合わせください。
※PR 事業者登録と利用許諾申請を同時に提出することも可能です。
※必ず利用許諾を受けてから量産をしてください。
※利用許諾申請をされたデザインの変更や修正をしていただく場合があります。
※PR 事業者登録・利用許諾をお断りする場合や利用の条件を付する場合があります。

●熊本県 PR 事業者登録　申請手続きについて

利用許諾申請

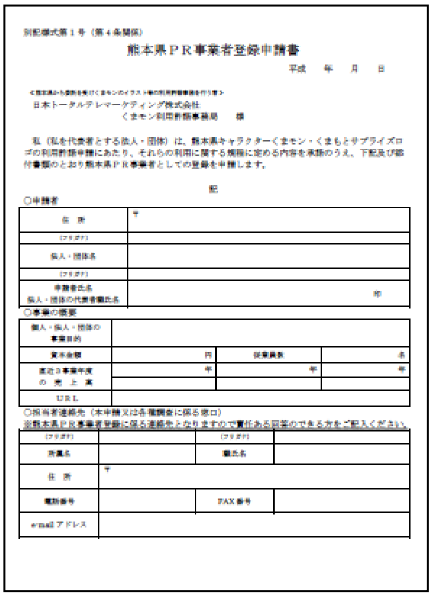

申請者が PR 事業者登録にふさわしくない
と熊本県が判断する場合、登録をお断りします。
詳しくは規程第 6 条をご覧ください

別記様式第 1 号を記載下さい（2 部提出：1 部は写しでも可）
(様式の記入例も HP からダウンロードできます)。

【書類提出先】間違いないようにご注意ください
〒862-0954　熊本市中央区神水 1-6-3　出口ビル 1F
日本トータルテレマーケティング株式会社　くまモン利用許諾事務局
TEL: 096-300-5284　受付時間：平日 9:00～15:00

添付書類リスト

書類名称＼申請者種別	個人	団体	法人	行政	特例	備考
暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（1 部）	●	●	●	-	-	別添様式をお使い下さい
役員一覧表（1 部）	-	●	●	-	-	別添様式をお使い下さい
履歴事項全部証明書（原本又は写し 2 部）	-	-	●	-	-	発行日から 3 ヶ月以内のもの 法務局などで取得できます
身分証明書の写し（1 部）	●	●	-	-	-	免許証・健康保険証など
熊本県税に未納がないことの証明書（その 6 証明書）（1 部）	●	●	●	-	-	※取得方法は P39「納税証明書（その 6 ）の請求について」をご覧ください
会社概要又は事業内容がわかるパンフレットその他の資料（1 部）	●	●	●	-	●	特定の様式はありませんので、各申請者にて作成をお願いします。
返信用封筒（長 3 サイズ：1 部）	●	●	●	●	●	返信先記入及び 82 円切手貼付。

※「団体」は、商業・法人登記をしていない団体であり、必要な身分証明書は、団体の代表者のものとなります。また、納税証明書は団体に対するものが必要です（団体への課税がない場合にも提出は必要です）。

※「行政」には、単に事務局を行政機関内に置く協議会等は該当しませんのでご注意ください。

※「特例」には、全県規模以上の参加者を集めるイベントの主催者が、そのイベントの告知物、記録物及びイベントにおける無償配布物のみの利用許諾申請を行う場合のみ該当します（規程第 3 条第 2 項該当を除く）。イベントでくまモンを利用した商品の販売を行う場合には該当しませんのでご注意ください。

※申請件数の増加に伴い平成 26 年度から切手代を申請者の皆様にご負担いただくこととなりました。ご理解ください。

事業者 PR 登録が済んだら、熊本県から登録通知書をお送りします

※82 円分の切手を貼ってください
　4 月から郵便料金が改正されました
※サイズは長 3 を使用して下さい
※封筒のタテ・ヨコは問いません

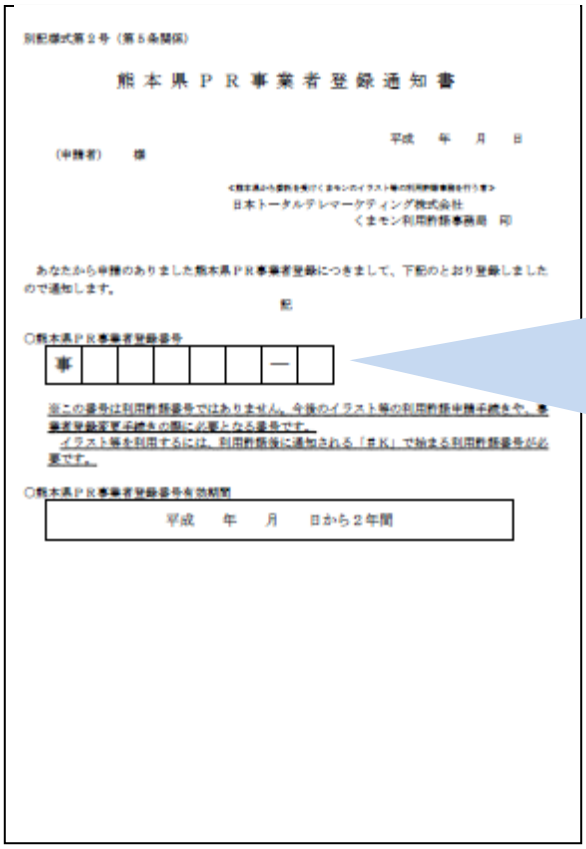

別記様式第２号（第５条関係）

熊本県ＰＲ事業者登録通知書

平成　年　月　日

（申請者）　様

日本トータルテレマーケティング株式会社
くまモン利用許諾事務局　印

あなたから申請のありました熊本県ＰＲ事業者登録につきまして、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

○熊本県ＰＲ事業者登録番号

事						－	

※この番号は利用許諾番号ではありません。今後のイラスト等の利用許諾申請手続きや、事業者登録変更手続きの際に必要となる番号です。
イラスト等を利用するには、利用許諾後に通知される「ＲＫ」で始まる利用許諾番号が必要です。

○熊本県ＰＲ事業者登録番号有効期間

平成　年　月　日から２年間

この【熊本県 PR 事業者番号】が
利用許諾申請をする際に必要です！
無くさないようご注意ください。

熊本県 PR 事業者番号は
「事」から始まる６桁（プラス枝番号）
の番号です。

●熊本県 PR 事業者に登録されたら
・登録番号を無くさずに保管ください
・利用許諾申請をすることができます

※この段階では、くまモンのイラストの利用が許諾されたわけではありません。引き続き利用許諾申請を行って下さい。

◇利用できるイラスト

（平成 26 年 10 月 30 日に追加した新イラストについては、P 29～をご覧ください）

●利用可能なイラストについて

印刷の色に指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：指定色について

キャラクター「くまモン」の色を変更することはできません。指定色のままか、単色（黒1色など）での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。

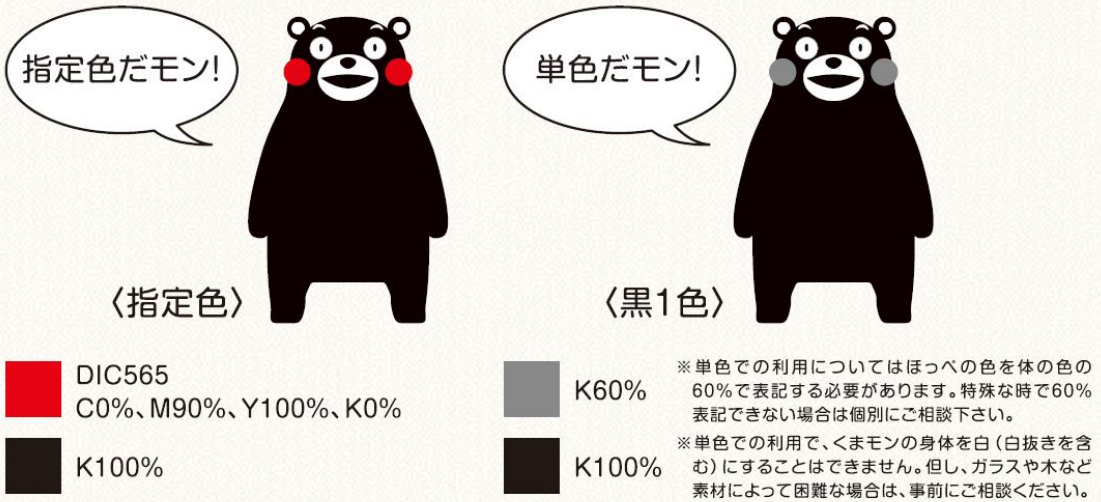

○図:縦横比について

縦横比を変更しないようにしてください。

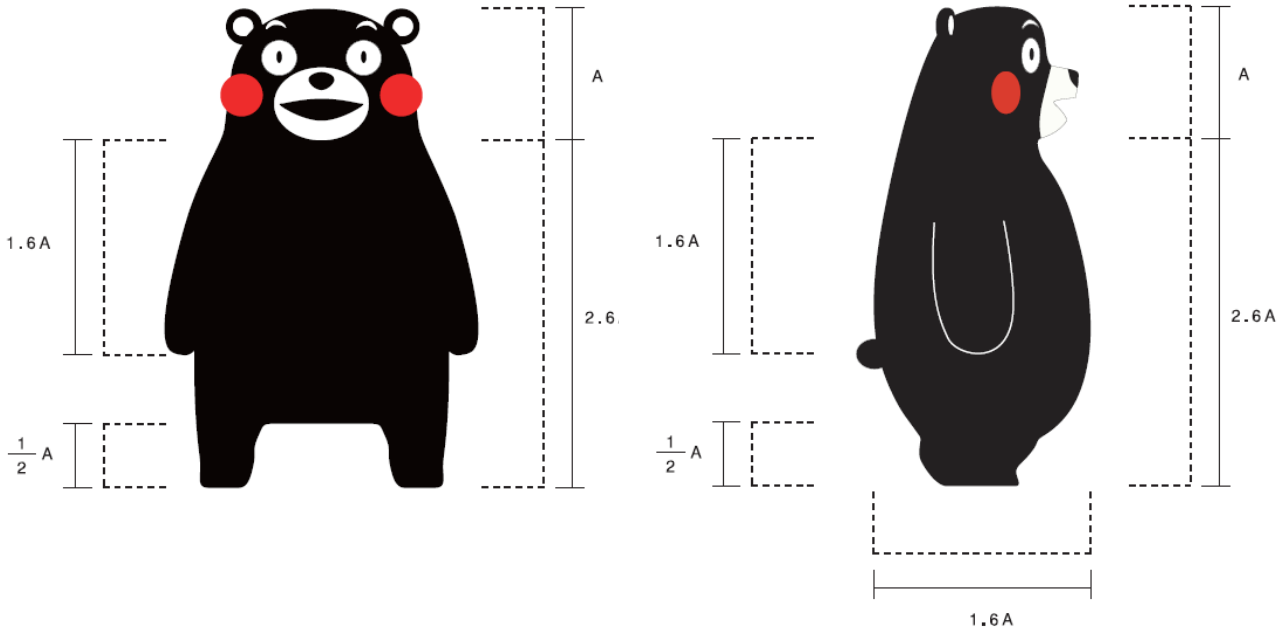

●利用可能なイラストについて

パターンに指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン（1)～(12) ※(8),(11)は左右反転可

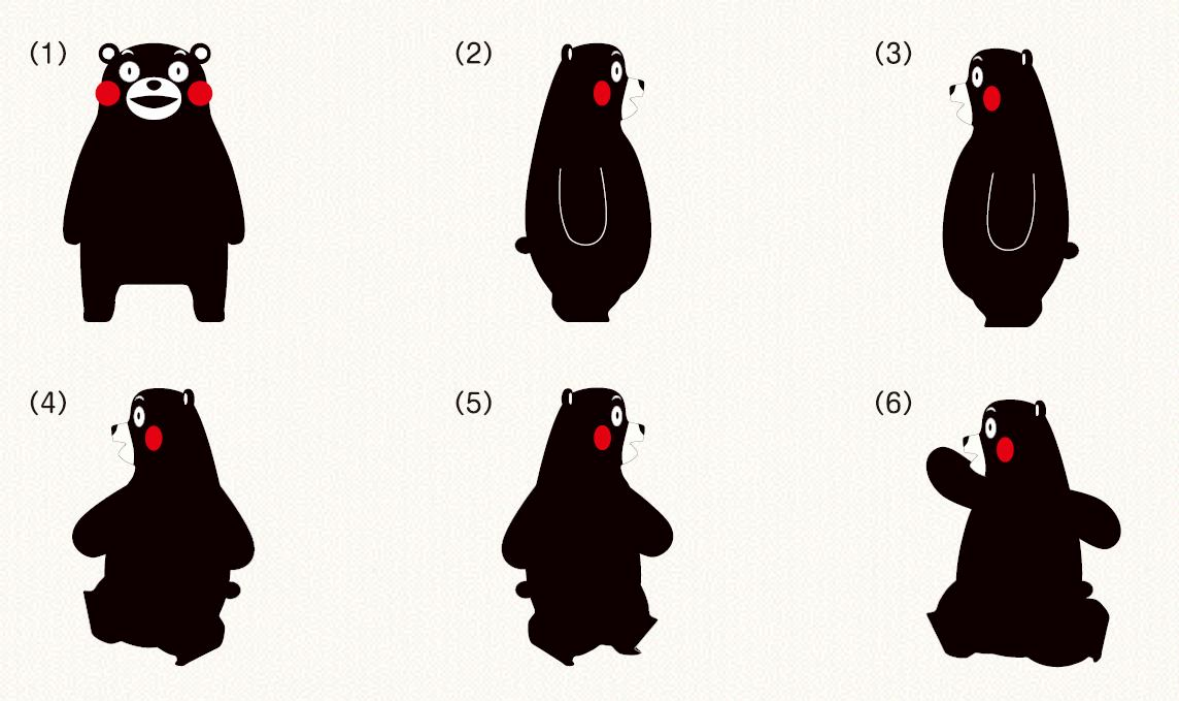

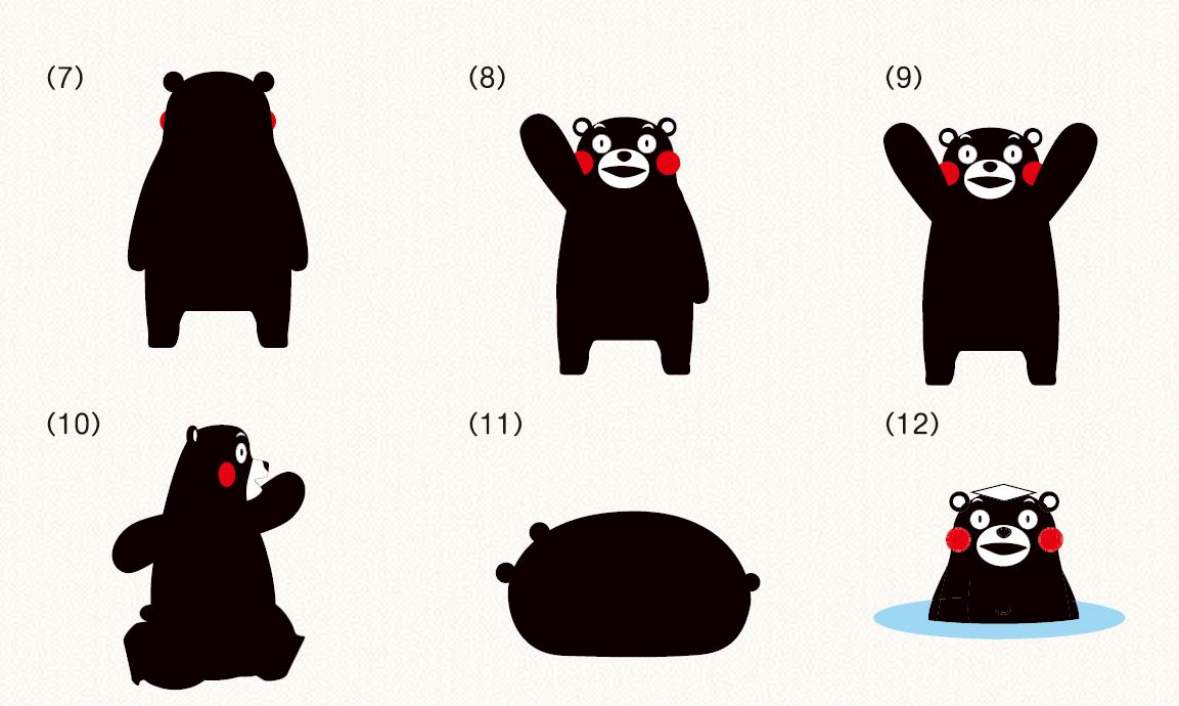

●利用可能なイラストについて

パターンに指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン（13)～(21) ※(15),(17),(18),(19),(20),(21)は左右反転可

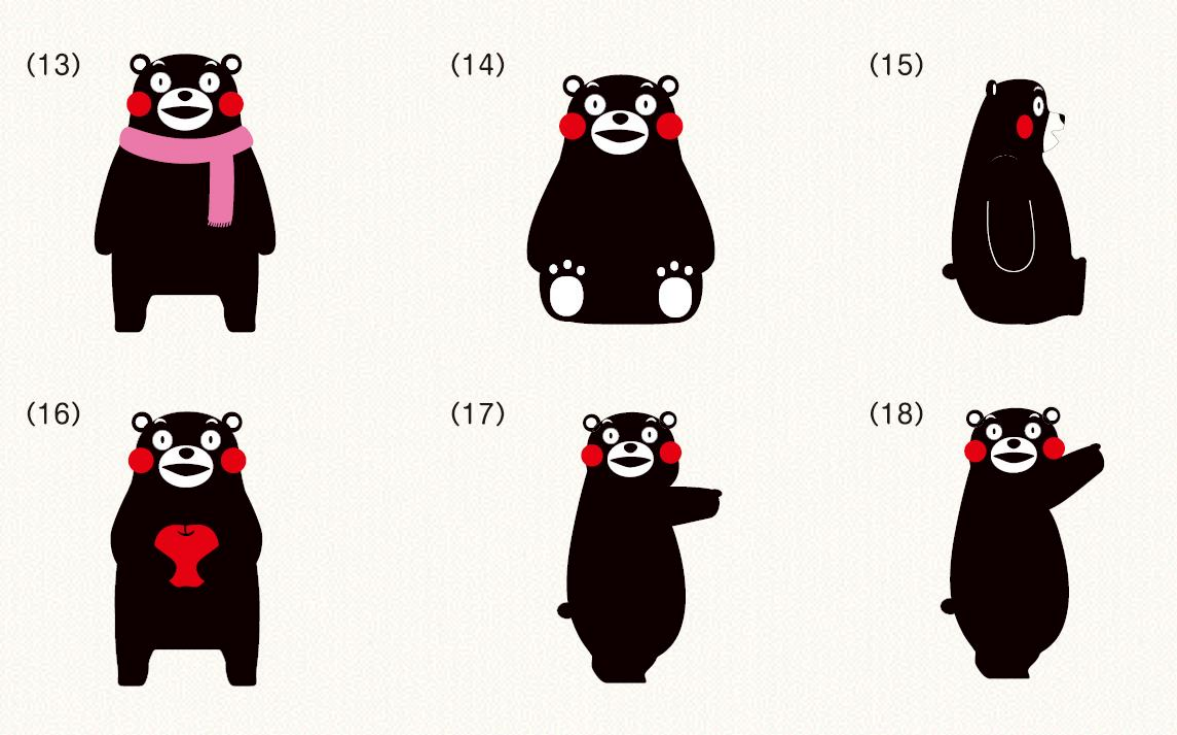

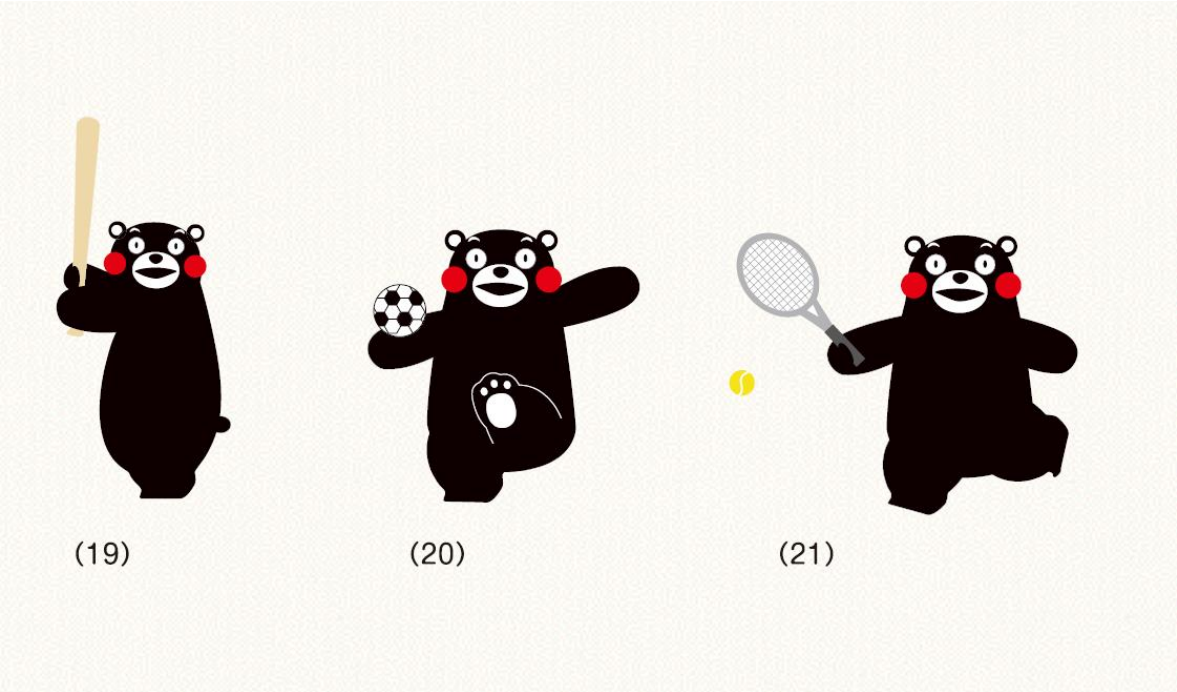

●利用可能なイラストについて

利用できる表情にも指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン（22)～(25)

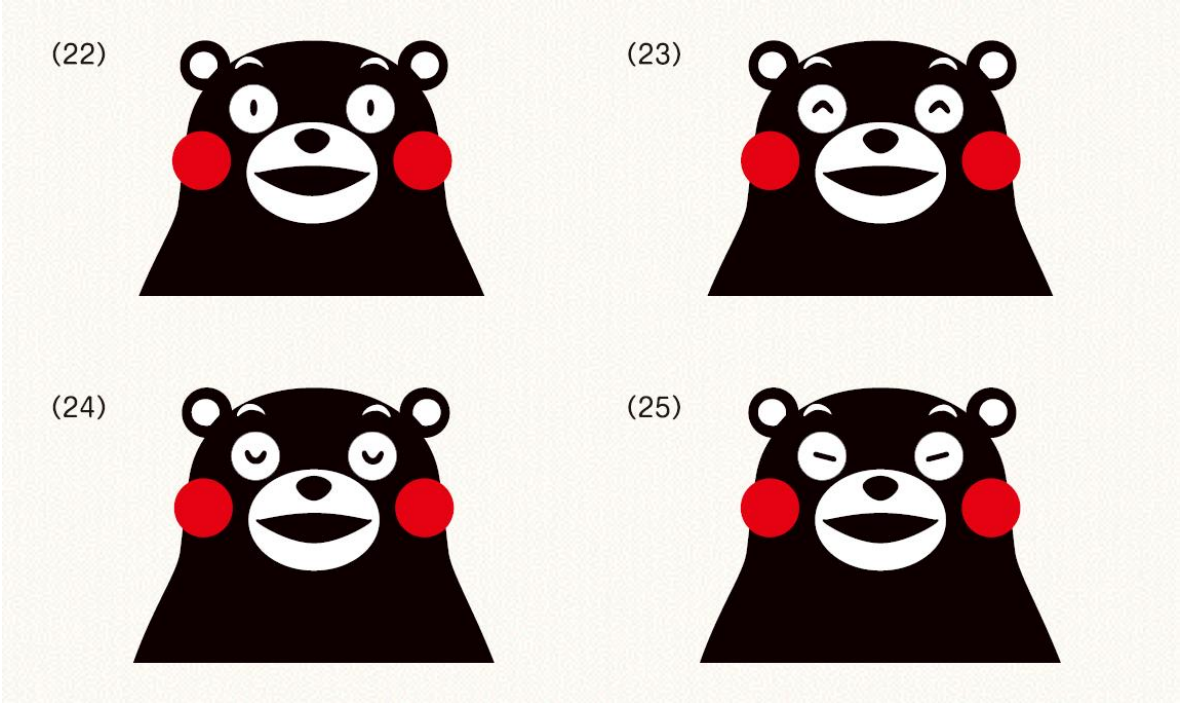

○図：利用できるパターン（26)～(29)

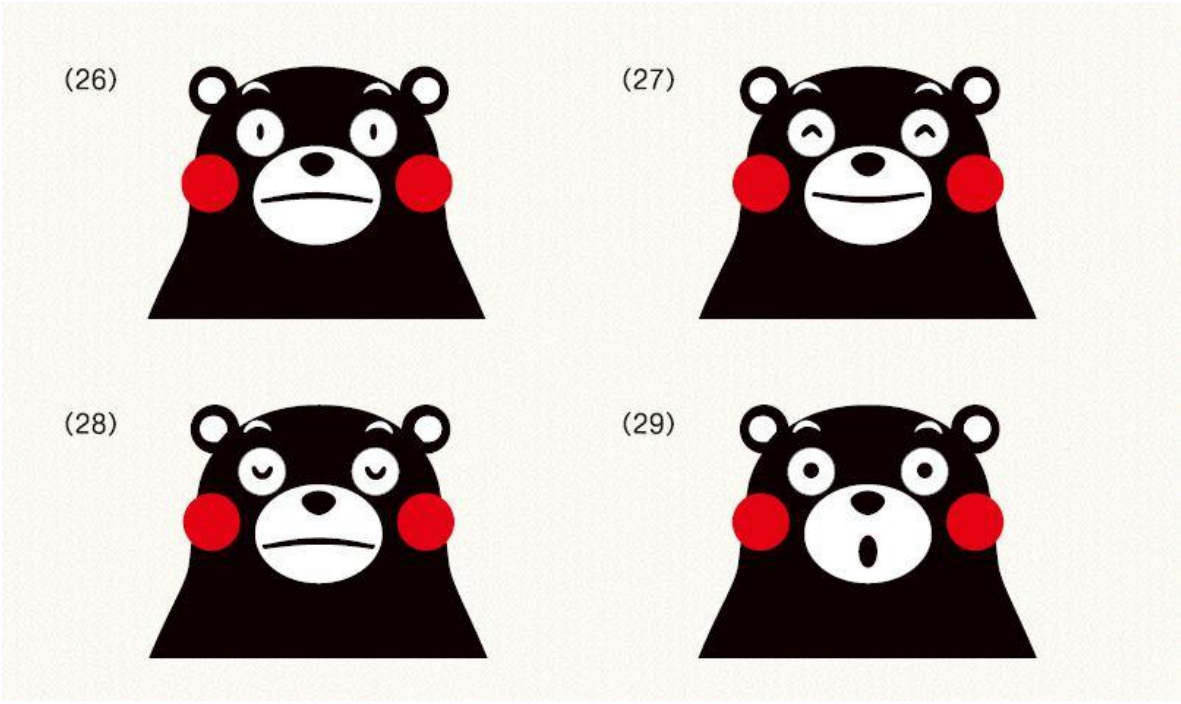

◇利用許諾申請

利用
許諾申請

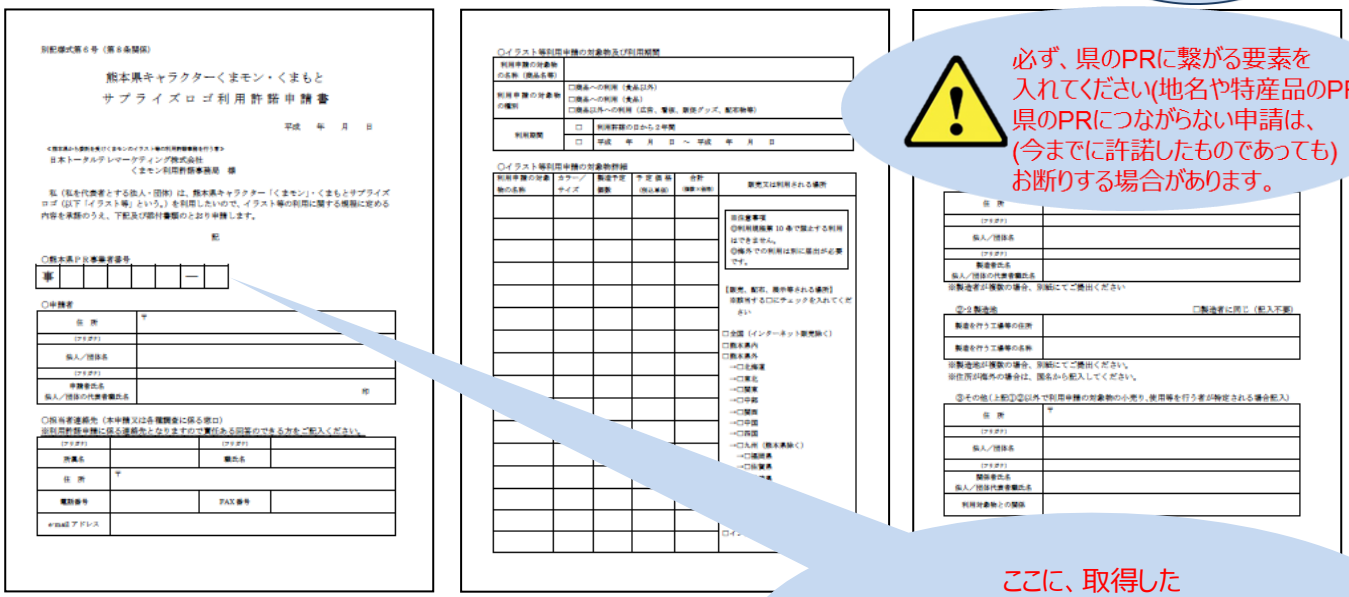
熊本県キャラクターくまモン・くまもと
サプライズロゴ利用許諾申請書

必ず、県のPRに繋がる要素を
入れてください(地名や特産品のPRなど)。
県のPRにつながらない申請は、
(今までに許諾したものであっても)
お断りする場合があります。

ここに、取得した
【熊本県 PR 事業者番号】を記載ください
事業者登録申請と利用許諾申請を同時
提出の場合は事務局で記入します

別記様式第 6 号を記載下さい
(記入例も HP からダウンロードできます)。
必ず写真や印刷物等、完成品の概容がわかるものを添付してください。
写真等で利用方法が確認できれば、サンプルの提出は必要ありません。

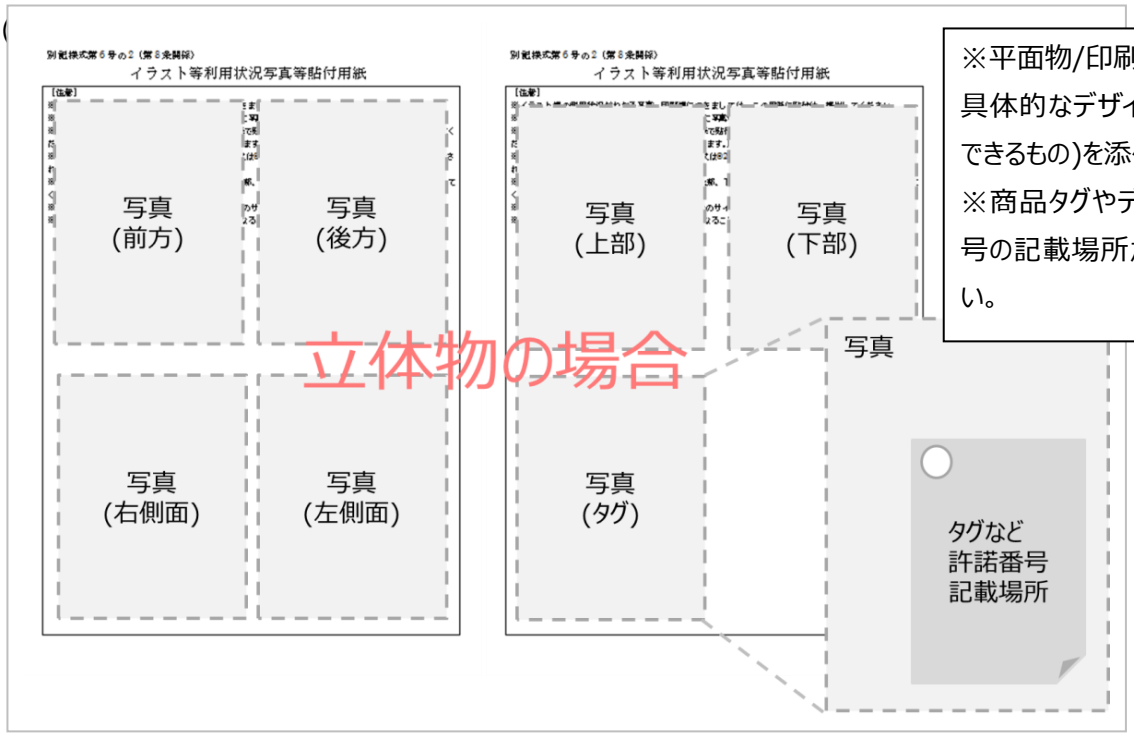

※平面物/印刷物の場合は
具体的なデザイン図(寸法なども確認できるもの)を添付してください。
※商品タグやデザイン図など、許諾番号の記載場所がわかるようにしてください。

申請する前に、
次ページの「禁止事項」を
確認してください

◇禁止事項

●【※申請する前に必ずご確認ください※】

くまモンのイラストを利用する時に、お断りする例の多いものをまとめました。必ず、事前にご確認ください。

・原則 1　くまモンの写真の利用は禁止です。くまモンのイラストをご利用ください

・原則 2　特定の商品/企業の「おすすめ」はできません

・原則 3　くまモンのイラストは変更せずに利用してください

・原則 4　特定のイメージ付けや性格付けを行わないよう利用してください

・原則 5　決められた表示方法を守って利用してください

【原則 1】写真の利用は禁止です。くまモンのイラストをご利用ください。

(くまモンの写真をデザインに使ったパッケージ等は作成できません)

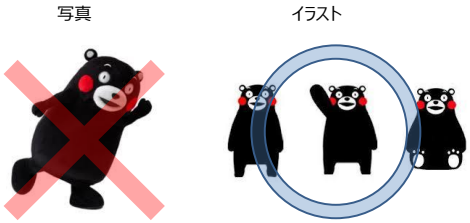

【原則 2】特定の商品/企業の「おすすめ」はできません

くまモンは公務員です。パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。そのため、下の「特定商品情報」が配置できるエリアを定めています。

「特定商品情報」とは

特定商品情報	備考
商品名	
商品画像	商品が特定できない一般的なものは可
価格情報/商品情報	
企業名/企業ロゴ/企業キャラクター	
おすすめ表現	「この××美味しいモン」など（P34～もご覧ください）

●2-1 くまモンのイラストに近い場所に特定商品情報を配置すると、「おすすめ」と捉えやすいため、修正をお願いする場合があります。

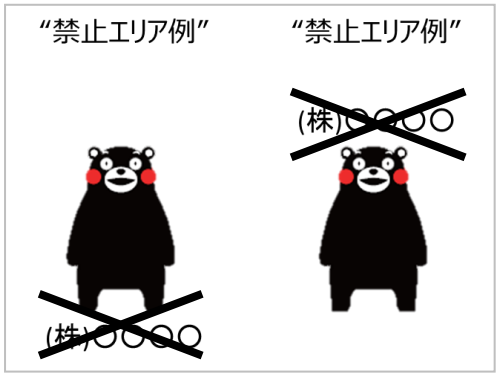

更に、手挙げ型くまモン・指差し型くまモン(イラスト No. 8,9,17,18)を使用した、指を指す/持ちあげるようなデザインは、「おすすめ」と捉えられ易いため、上記の禁止エリア例に加え、さらに特定商品情報を置くことができるエリアを制限しています。

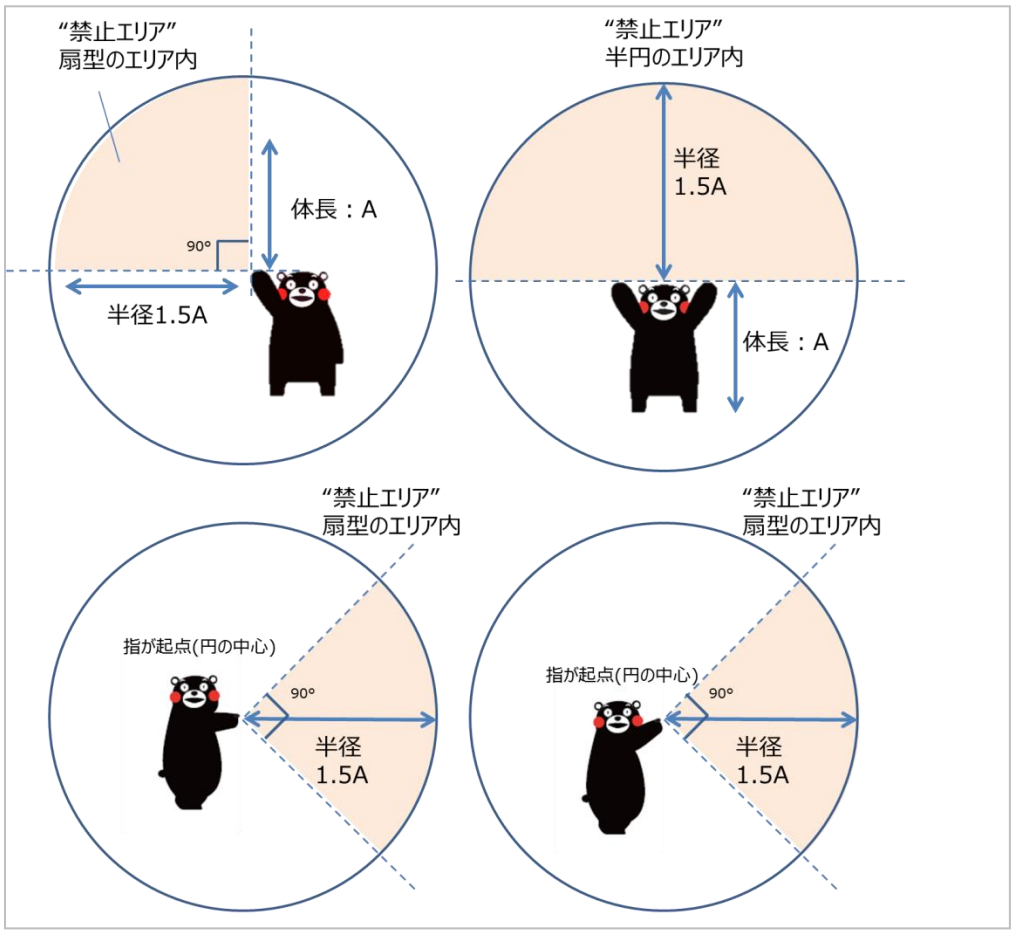

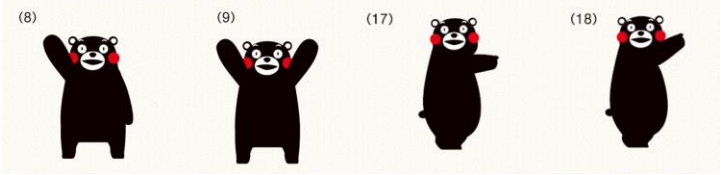

(8)、(9)、(17)、(18)のイラストを利用する場合「のみ」の制限です。

●2-2　顔パーツの一定範囲内には、デザインパーツを配置できません

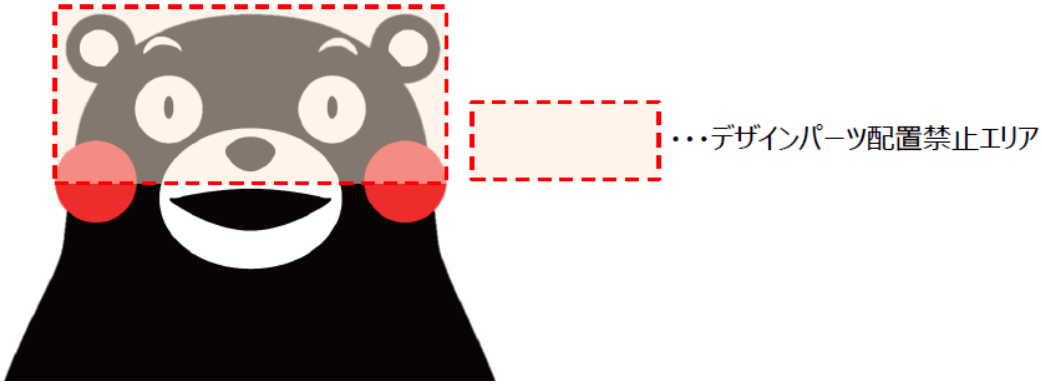

●2-3　くまモンには、特定商品情報を持たせる事ができません。

OK 例：りんご、バット、ラケット、ボール等　特定できないもの

NG 例：商品名/商品画像/企業名/企業ロゴの入ったもの

●2-4 くまモンに何かを着せる場合、企業/団体などが特定できるものを着せることは禁止

※P37～「くまモンに衣装を着せる場合について」もご覧ください

着るもの例	可否判断
ロゴ等が入っておらず、企業/団体などが特定できないもの 例）T シャツ、浴衣、野球のユニフォーム、法被等	原則 OK
ロゴ等が入っており、企業、団体、及び地域などが特定できるもの	原則 NG
ロゴ等が入っていないが、あきらかに企業/団体などが特定できるもの 例） 企業・団体などの制服、コーポレートカラーのユニフォーム等	原則 NG

●2-5 全国規模で活躍するスポーツチームについての例外

県内に本拠地を置き、全国規模で活躍するプロ・実業団のスポーツチームについては、県の PR に著しく寄与すると認められるため、くまモンが当該チームユニフォームを着用したり、チームロゴを保持したデザイン等を認めます。

【原則 3】くまモンのイラストは変更せずに利用してください

●3-1 顔パーツ(目、耳、頬、鼻、口、口の周りの白い部分)は、パッケージ等の裁断部分で見切れないように使って下さい

※「総柄」の端での見切れを除きます。

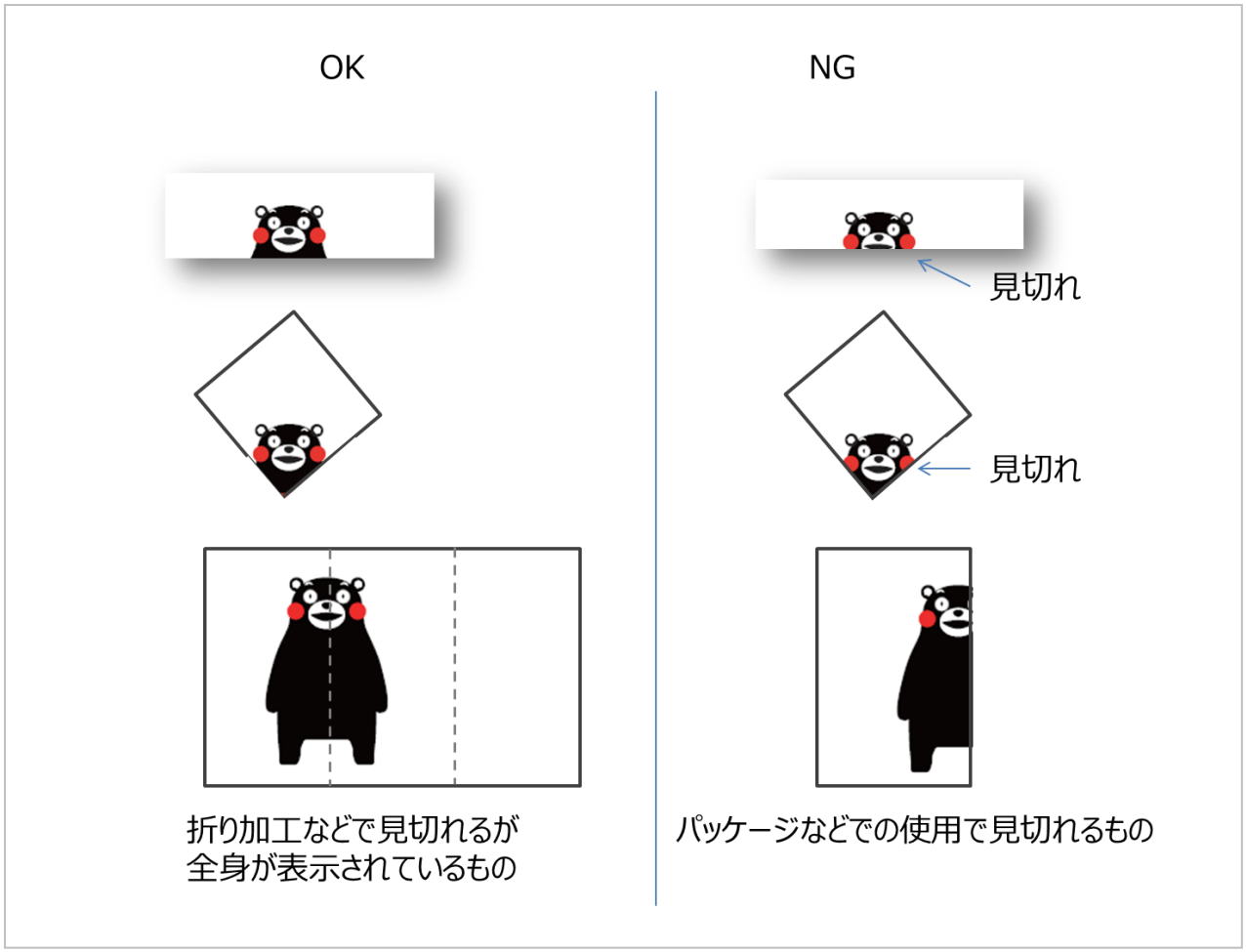

●3-2　顔パーツのみの利用は原則として禁止です。
バックが黒の場合は、くまモンのボディと同じであるため OK です。

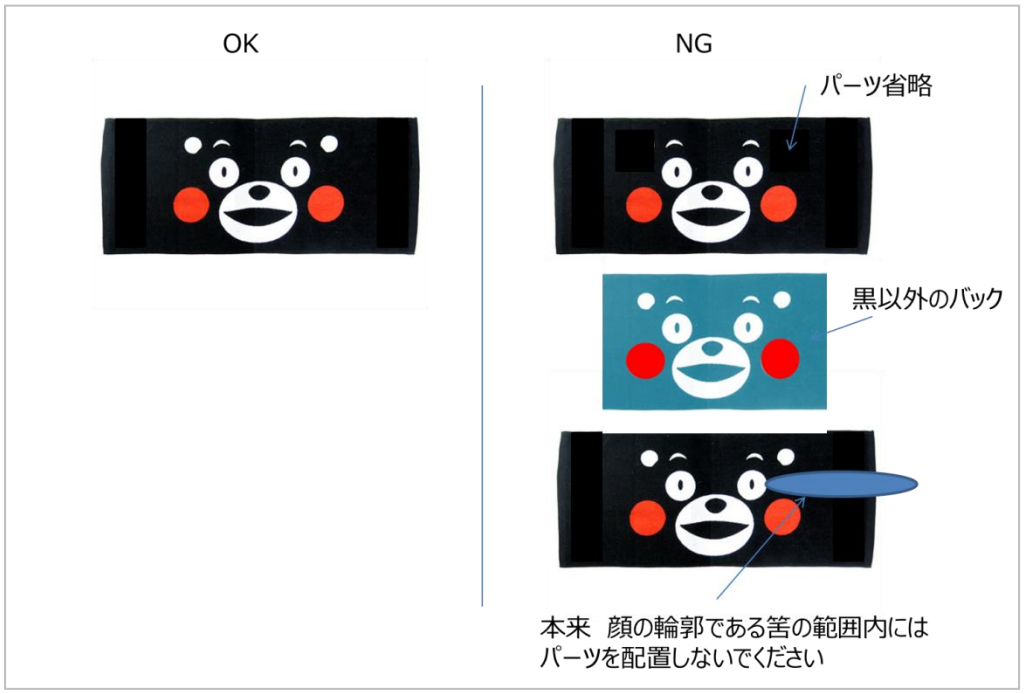

●3-3　特定商品情報以外もロゴや文字なども、顔・体にかからないようにしてください
※著作権表示（”©2010 熊本県くまモン”又は”©2010 kumamoto pref. kumamon”）は、
スペースの都合等によりやむを得ない場合のみ体にかかることを認めます（顔へは認められません）。

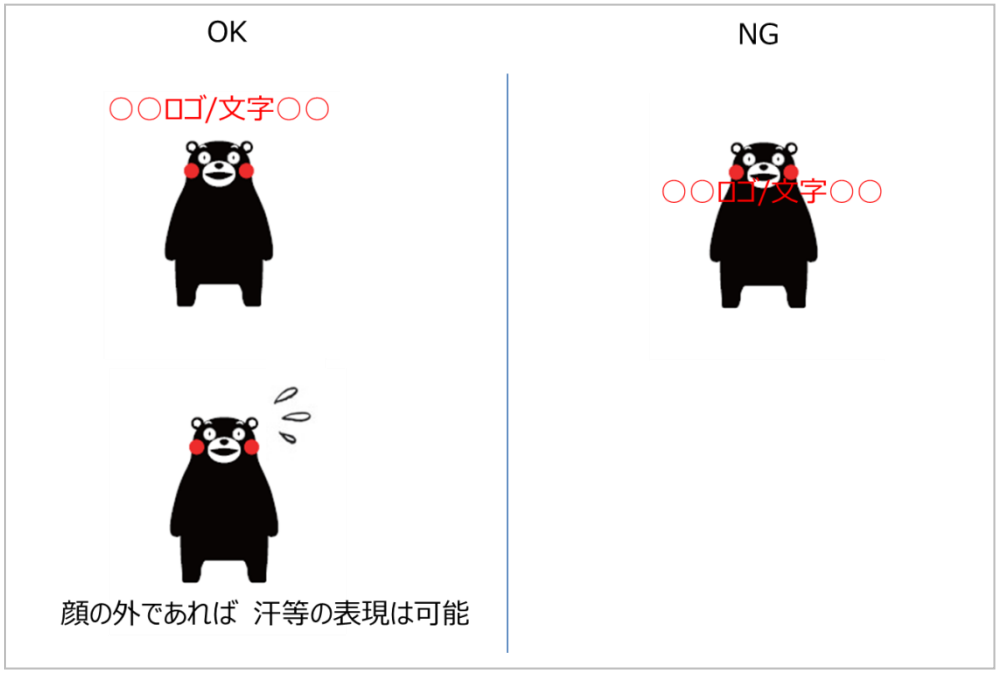

●3-4　アニメーションには使用できません
利用可能なイラストのみを組み合わせ、紙芝居のように動きをつけることは可能です。

●3-5　3D 表示について
イラストから造形したくまモンの 3D 表示につきましては、パソコンや携帯電話等の画面内のみにおいて、ユーザーによるコピーや変形ができない形での利用は認める場合がありますので、個別にご相談ください。

・原則 4　特定のイメージ付けや性格付けを行わないよう利用してください

●4-1　原則として「セリフ」は利用しないでください。
※例外については P34～「くまモンのセリフについて」をご覧ください。

●4-2　複数の人格を持たせる配置は NG です。
くまモンは 1 人しかいないため、親子や兄弟と見間違えるような複数配置など
複数の人格が有るようなデザインはしないでください。
例：くまモン 2 体がキャッチボールをする、会話をする　等

●4-3　性別や年齢などプロフィールから想定出来ない利用はしないでください。
くまモンはやんちゃな男の子です。
また、プロフィールそのものも追加・改変しないでください。
例：飲酒　喫煙　女性言葉　スカート　お父さんくまモン・くまモンの彼女　甘いものが好き　等

●4-4　ストーリーを伴う利用はしないでください。
くまモンが行動し、ストーリーを持つような利用はしないでください。
例：くまモンが何かを食べに行く、他キャラクター等と戦う　等

●4-5　他のキャラクターとの親交がある様な表現はしないでください
例：抱っこ　手つなぎ　握手　くまモンコスチューム等

●4-6　他の地域の PR を目的とした利用はしないでください。
くまモンは熊本県 PR のためのキャラクターです。
いわゆるご当地くまモンなど、熊本県以外の地域を PR するもの(※九州の PR 含む)には利用できません。

・原則 5　決められた表示方法を守って利用してください

●5-1　「くま」はひらがな、「モン」はカタカナです。英字表記は「kumamon」又は「KUMAMON」です。

●その他

その他、県の PR に資さない、イメージを損なう場合等は利用を認めない場合があります。

※くまモンイラストのシルエット利用について

P11～P12 に掲載されているくまモンイラストにつきましては、シルエットでの利用を認めます。

原則、通常のイラスト利用と同じルールで利用していただきますが、異なる点は以下のとおりです。

なお、平成 26 年 10 月 30 日に追加された新イラスト（P30～31）については、当分の間、シルエット利用の対象外とします。

«色について»

原則自由とし、単色、シルエット内でのグラデーション、シルエット内の幾何学模様の塗り分け等を認めます。但し、顔パーツを示す形での着色は認められません。

«イラスト・文字等のかぶりについて»

シルエットに対しては、顔パーツ部分も含め、ロゴや文字等がかかることを認めます。

※上記を満たしていても、くまモンのイメージを著しく損なうと判断した場合には修正をお願いすることがあります。

・流血をイメージさせるような着色　等

・特定の商品や団体を著しく強調するような表示　等

禁止項目のどれにも該当がなければ、いよいよ申請です。

利用許諾申請書（別記様式第 6 号）は 2 部提出が必要です。（1 部は写しで可）

添付書類リスト

書類名称	全ての申請者	備考
イラスト等利用状況写真貼付用紙（別記様式第 6 号の 2：1 部）	●	
返信用封筒（角 2 サイズ：1 部）	●	返信先の記入及び 140 円切手貼付
申請チェックリスト（1 部）	●	
(食品の場合のみ)製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証の写し（1 部）	●	製造を行う拠点のものを必ず提出
手引の内容確認セルフチェックリスト（1 部）	●	この手引の最終ページを印刷してお使い下さい

下記まで郵送又は持参下さい。

【書類提出先】間違いないようにご注意ください

〒862-0954　熊本市中央区神水 1-6-3　出口ビル 1F

日本トータルテレマーケティング株式会社　くまモン利用許諾事務局

TEL: 096-300-5284　　受付時間：平日 9:00～15:00

◇食品へのイラスト利用

【はじめに】

原則として　熊本県内で製造された食品についてはくまモンのイラストの利用を認め、熊本県外で製造された食品については、熊本県内でのみ販売される場合を除き、利用を認めておりません。

【製造場所と販売場所からみる利用申請の適否】

製造場所＼販売場所	熊本県内	熊本県外
熊本県内	○	○
熊本県外（ネット販売含）	○	×

※国外での販売につきましては、別に担当部署（国際課・流通企画課等）へご相談ください。

【申請者】

●製造場所が熊本県内の場合は、「製造者」、「熊本県内の販売者」のいずれかから申請してください。
●製造場所が熊本県外で、熊本県内においてのみ販売する場合は、「熊本県内の販売者」から申請してください。

【例外的な取り扱い】

熊本県外で製造される食品へのくまモンのイラスト利用は原則認めていませんが、

●熊本県内で生産された農林水産物を利用し、販路拡大効果が見込める
●大都市圏における大規模な PR など、PR 効果が見込める

など、「県の PR 効果や経済効果が高い」申請は特例として認めることがあります。

熊本県外で製造し、熊本県外で販売する食品への利用許諾申請を希望する場合には、その適否の判断のために、利用許諾申請の前に下記内容確認書を提出してください。（くまモンオフィシャル HP の”くまモン利用申請“ページにファイルを掲載しています）

(様式1)　くまモンの特例利用許諾に関する内容確認書
平成　年　月　日現在
会社名
会社概要
住所　（〒　－　）
資本金・売上高　従業員数
業務内容
会社特徴
くまモンの利用を想定している商品(企画内容)
商品名
商品説明(商品企画)
製造場所
使用する県産品　県産品の使用数量
県産品の仕入先(会社名・住所)　販売時期　販売価格　販売数量
販売エリア 販売店舗数
主な販売店
商品の属性　今回の商品が該当するものに○を付けてください。
1. 新商品である。(レギュラー商品、期間限定商品 期間　～　)
2. 既存商品である。
・これを機に販売を拡大したい。
数量の拡大　(約　%拡大)
販売エリアの拡大　(　→　)
県産品の使用　(約　%拡大)
・特に販売拡大しない。
・例年販売している商品(季節限定等)である。
※ 複数回答可
3. その他(特記事項)
(　)
販売促進計画(PR計画)
くまモンを使用する意図
くまモンの使用箇所　商品パッケージ・POP・WEB・広告(新聞、雑誌 TV・その他(　))
くまモンを利用したいと考えたきっかけ
担当者名等
職・氏名　部署名
連絡先(TEL)　(FAX)
E-MAIL

※食品へのくまモン利用の場合、義務付けられる表示につきましては、P26 をご覧ください。

【書類提出先】間違いないようにご注意ください

〒862-8570 熊本市中央区水前寺６丁目 18 番１号　熊本県庁本館 8F
熊本県商工観光労働部　くまもとブランド推進課
TEL:096-333-2133　　受付時間：平日 8:30～17:15

◇利用許諾を受けたら

●利用が許諾されたら、熊本県から利用許諾書をお送りします

利用が許諾されたら、熊本県から利用許諾書をお送りします

返信用封筒で
届くモン！

※返信先の記入及び 140 円分の切手を貼ってください
※サイズは角 2 を使用して下さい
※封筒のタテ・ヨコは問いません

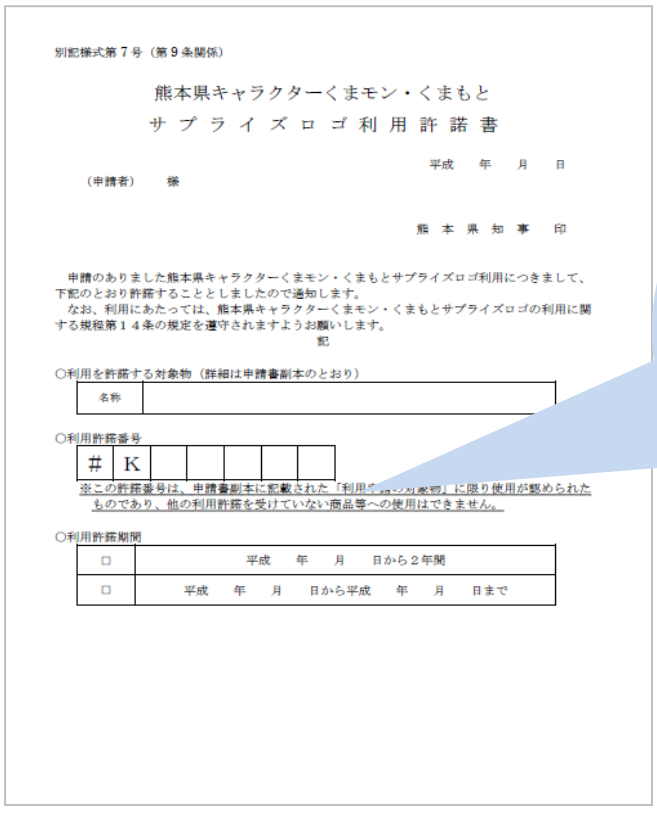

別記様式第７号（第９条関係）

熊本県キャラクターくまモン・くまもと
サ プ ラ イ ズ ロ ゴ 利 用 許 諾 書

平成　年　月　日

（申請者）　様

熊 本 県 知 事　印

申請のありました熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用につきまして、下記のとおり許諾することとしましたので通知します。
なお、利用にあたっては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程第１４条の規定を遵守されますようお願いします。

記

○利用を許諾する対象物（詳細は申請書副本のとおり）

名称	

○利用許諾番号

#	K						

※この許諾番号は、申請書副本に記載された「利用を許諾する対象物」に限り使用が認められたものであり、他の利用許諾を受けていない商品等への使用はできません。

○利用許諾期間

□	平成　年　月　日から２年間
□	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

この【利用許諾番号】が
製品を量産する際に必要です！
無くさないようご注意ください。

利用許諾番号は
アルファベットの「K」から始まる 6 桁の番号です。

●利用が許諾されたら
・許諾書/許諾番号を無くさずに保管ください
・くまモンのイラストを利用することができます！

許諾を受けても
まだやるべきことがあります
次ページをご覧ください

利用許諾を受けた後にも、利用のためにやっていただくことがあります。

1. **完成品の写真(場合によっては完成品サンプル)を提出してください(P24)**
2. **製品には、利用許諾番号に加え、製品に責任を持つ者を明確に表示してください(P25)**
3. **年 1 回、売上を報告する義務があります(P27)**
4. **PR 事業者登録内容や利用許諾内容の変更については、「変更申請」が必要です(P27)**

●1.　完成品の写真(場合によっては完成品サンプル)を提出してください。

写真で使用方法が確認できれば、サンプルの提出は必要ありません。
(写真で使用方法が確認出来ない場合は、サンプルの提出を求める場合があります)

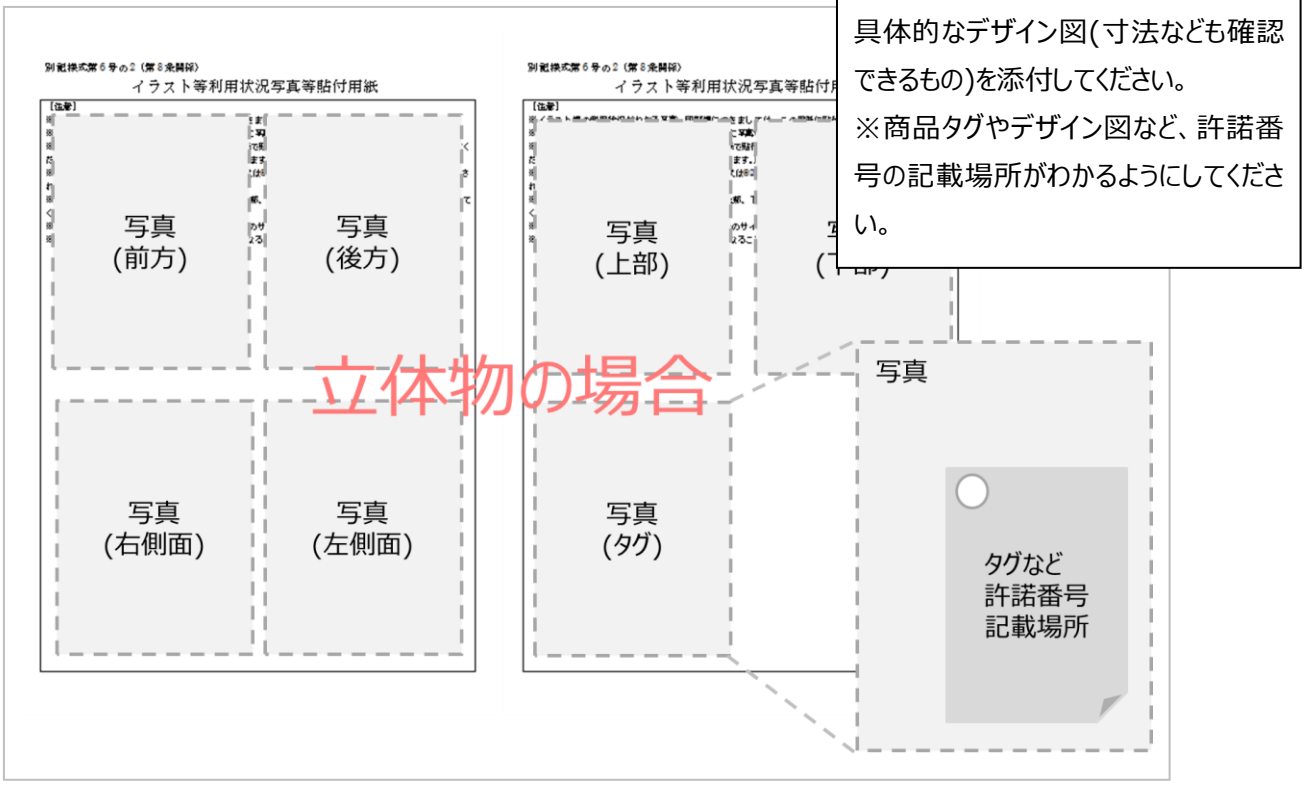

●2.　製品には、利用許諾番号に加え、製品に責任を持つ者を明確に表示してください

利用許諾を受けた物件には、熊本県の著作権表示と番号を組み合わせた下記の表示を必ず付けてください。

【日本語表記】
©2010 熊本県くまモン＃K00000

【外国語表記】
©2010 kumamoto pref. kumamon#K00000

※注意：”2010”はくまモンの最初の発行年であり、固定の数字です。（申請の年ではない）

●記載例

●タグ等には、許諾番号に加え、関係法令に義務付けられた製造者等の表示を行ってください。また、特に法令等に定めがない場合においても、製品についての連絡先を表示してください。
(消費者にわかりやすい表示を心がけてください)

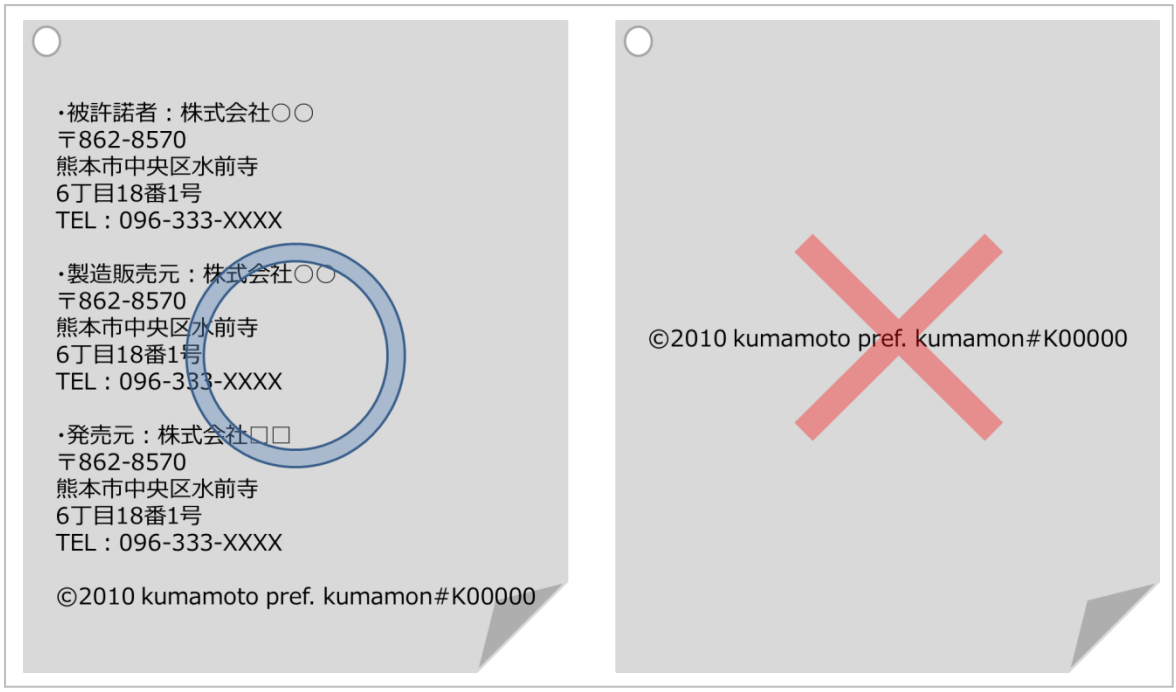

●食品の場合は必ず下記に例示する標記を、パッケージ/商品説明書などに入れてください。なお、スペース等の都合により全文の表示が難しい場合には、個別にご相談ください。

●3. 年 1 回、売上を報告する義務があります

年に 1 回、FAX や郵送、電話などで売上調査を行います。
くまモン経済効果算出のため行います。調査にご協力ください。
なお、調査にご協力いただけない場合、利用許諾が取消されることがあります。
※そのほかにも、利用状況その他について照会を行う場合がありますのでご協力ください。

●4. PR 事業者登録内容や利用許諾内容の変更については、「変更申請」が必要です

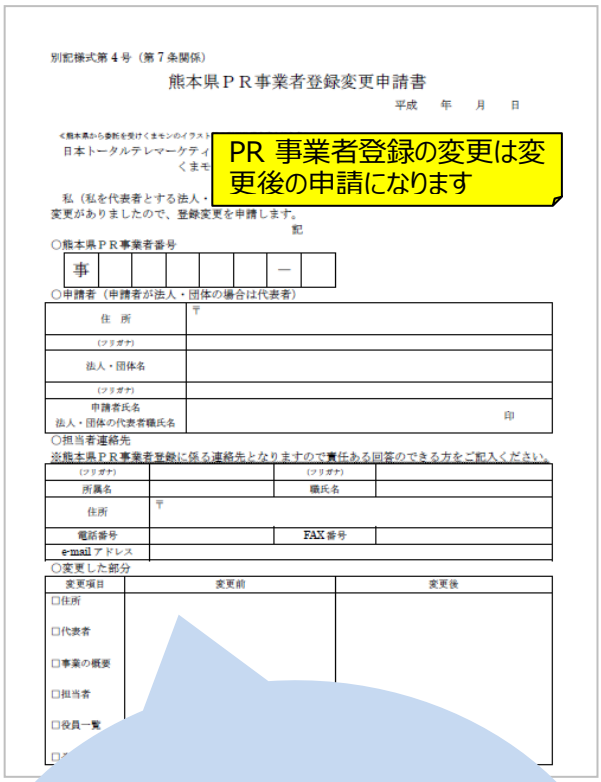
別記様式第４号（第７条関係）
熊本県ＰＲ事業者登録変更申請書
平成　年　月　日
PR 事業者登録の変更は変更後の申請になります
日本トータルテレマーケティング株式会社
私（私を代表者とする法人・
変更がありましたので、登録変更を申請します。
記
○熊本県ＰＲ事業者番号
事
○申請者（申請者が法人・団体の場合は代表者）
住　所
法人・団体名
申請者氏名
法人・団体の代表者職氏名
印
○担当者連絡先
※熊本県ＰＲ事業者登録に係る連絡先となりますので責任ある回答のできる方をご記入ください。
所属名
職氏名
住所
電話番号
FAX 番号
e-mail アドレス
○変更した部分
変更項目
変更前
変更後
□住所
□代表者
□事業の概要
□担当者
□役員一覧

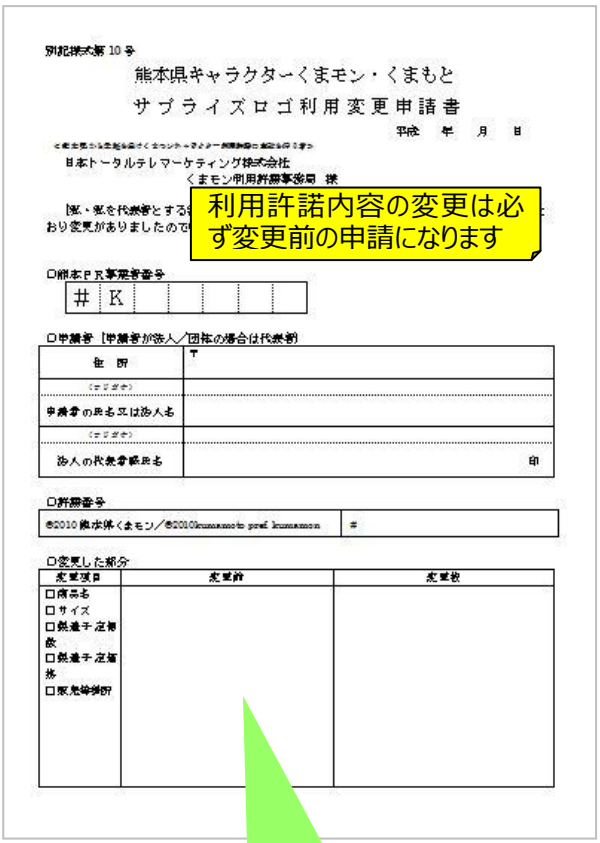
別記様式第 10 号
熊本県キャラクターくまモン・くまもと
サプライズロゴ利用変更申請書
平成　年　月　日
利用許諾内容の変更は必ず変更前の申請になります
日本トータルテレマーケティング株式会社
くまモン利用許諾事務局　様
□私・私を代表者とする
おり変更がありましたので
□熊本ＰＲ事業者番号
＃K
□申請者（申請者が法人／団体の場合は代表者）
住　所
申請者の氏名又は法人名
法人の代表者職氏名
印
□許諾番号
©2010 熊本県くまモン／©2010kumamoto pref. kumamon
＃
□変更した部分
変更項目
変更前
変更後
□商品名
□サイズ
□製造予定数
□製造予定箇所
□販売場所

・会社の商号が変わった
・会社の代表、役員が変わった
・会社の住所や担当者が変わった　など

変更後に「熊本県 PR 事業者登録変更申請書」をご提出ください

・デザインを変更・追加したい
・サイズを変更・追加したい
・販売先を増やしたい
・商品を増産したい
変更前に「利用許諾変更申請書」 をご提出ください

※注意
変更許諾を得る前にイラストを利用することは、不許諾での利用となります。

利用許諾申請
(PR登録事業者登録不要分)

◇熊本県 PR 事業者登録をせずに利用申請を行う場合

下記の場合は、熊本県 PR 事業者登録をせずに利用申請を行うことができます。

（規程第 3 条第 2 項に該当する場合です）

①熊本特集など雑誌掲載/TV 番組等で利用する場合

(※特定の企業や商品の宣伝にはご利用いただけません)

②申請者が主催するイベント等にくまモン隊の"出動"が決定しており、その出動告知等に利用する場合

③熊本県庁各所属が利用する場合

この申請の場合は、別記様式 9 号をご利用ください。（提出部数：1 部）

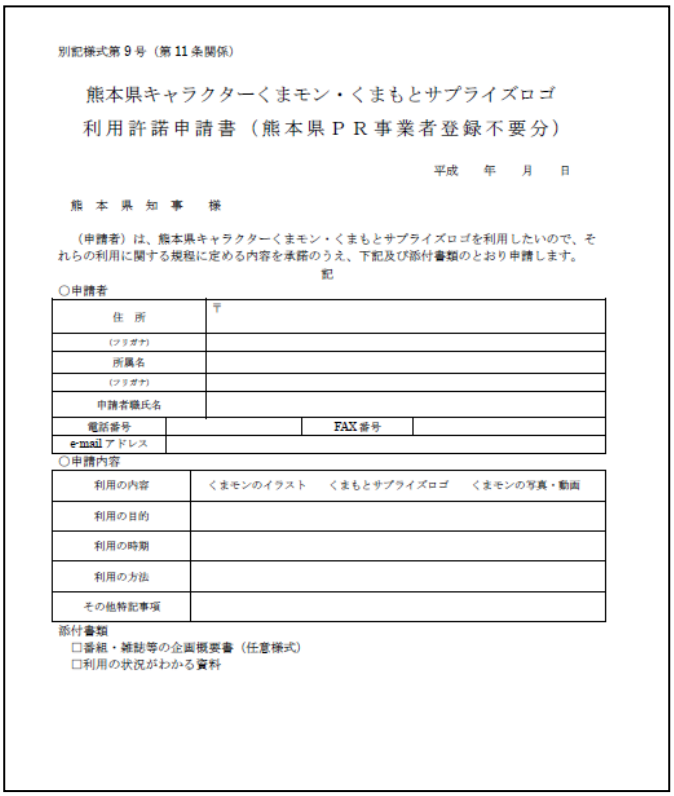

別記様式第 9 号（第 11 条関係）

熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ
利用許諾申請書（熊本県ＰＲ事業者登録不要分）

平成　年　月　日

熊本県知事　様

（申請者）は、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴを利用したいので、それらの利用に関する規程に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

○申請者

住　所	〒		
(フリガナ)			
所属名			
(フリガナ)			
申請者職氏名			
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

○申請内容

利用の内容	くまモンのイラスト　くまもとサプライズロゴ　くまモンの写真・動画
利用の目的	
利用の時期	
利用の方法	
その他特記事項	

添付書類
□番組・雑誌等の企画概要書（任意様式）
□利用の状況がわかる資料

くまモンのイラスト利用についての注意点については P10～をご覧ください。

【書類提出先】間違いないようにご注意ください

①について

〒862-8570
熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 8F
熊本県商工観光労働部くまもとブランド推進課
TEL:096-333-2133 FAX:096-385-2501
受付時間：平日 8:30～17:15

②及び③について

〒862-0954
熊本市中央区神水 1-6-3　出口ビル 1F
日本トータルテレマーケティング株式会社
くまモン利用許諾事務局
TEL:096-300-5284 FAX:096-234-7341
受付時間：平日 9:00～15:00

【提出先の例外】

※くまモン隊の出動告知につきましては、くまモン隊の出動を申し込まれた事務所へご提出下さい。

◎熊本県東京事務所銀座熊本館　〒104-0061　東京都中央区銀座 5-3-16
TEL:03-3572-5021 FAX:03-3574-6714

◎熊本県大阪事務所　〒530-0001　大阪市北区梅田 1 丁目 1-3-2100　大阪駅前第 3 ビル 21F
TEL:06-6344-3883 FAX:06-6344-3807

◎熊本県福岡事務所　〒810-0001　福岡市中央区天神 1 丁目-1-1　アクロス福岡 11F
TEL:092-737-1313　FAX:092-737-1341

◇平成 26 年 10 月 30 日に追加された新イラストの利用について

平成 26 年 10 月 30 日に追加しました新イラスト（42 種類）につきましては、原則、これまでのイラストと同じルールで利用していただくこととなりますが、一部、異なる取り扱いとします。特に以下の点についてご注意いただきますようお願いします。

◆シルエットでの利用はできません。

◆指さし等を行っているくまモンの周辺に特定商品情報を配置する場合は、P16 の規定に準じ判断を行います。

◆LINE 等のスタンプ・絵文字等への利用は認めておりません。

◆表情・ポーズの変更はできません。

◆背景や動作を表す線等が付随する新イラストは（P30（1）他）、それらを削除、変更せず利用してください。

◆くまモンに物を持たせることはできません。なお、既に物を持っているイラストについては、持っている物の変更はできません（(32),(33),(35),(36)：(36）が持つ看板への文字追加は可）。

(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

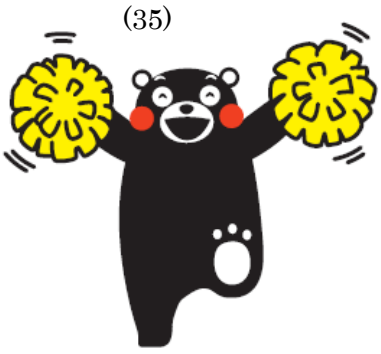

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

利用の手引き　別紙

くまモン利用商品等の名称について

«原則»

商品名に「くまモン」の名称を使用する場合の原則は、以下のとおりです。なお、「くまモン」は登録商標です。

◇くまモンと商品名を直接結びつけた商品名をつけることはできません。
◇商号への利用はできません。
◇商品のキャッチコピー、フェア・キャンペーン名等において、くまモンが特定の商品、サービス等を推薦しているような表示はできません。

«原則の例示»

●くまモンを商品名へ直接利用することはできません。ただし、商品の特徴（柄、形等の客観的な事柄に限る）の説明や、パッケージにくまモンを利用していることを「くまモンの"一般的な商品名"」や「"特定商品名を含む商品名"（くまモン＋α）」等の形で表示することは可能です。

※例
【形、柄、パッケージにくまモンが利用されている場合】
×「くまモンチョコ」 → ○「くまモンのチョコ」
×「くまモンストラップ」 → ○「ストラップ（くまモンバージョン）」
×「くまモン T シャツ」 → ○「T シャツ（くまモン柄）」
×「くまモン消しゴム」 → ○「くまモン型消しゴム」
×「くまモンウーロン茶」 → ○「ウーロン茶（くまモンパッケージ）」
×「くまモン抱き枕」 → ○「抱き枕（くまモン）」
×「くまモンの"特定商品名"」 → ○「"特定商品名"（くまモン版）」

●「くまモンの"特定商品名"」の表現は、直接利用しているものではありませんが、特定の商品との繋がりが強く出ますので、認めないこととしています。

●商号への利用は一切できません。

※例
×「くまモン電器店」 → 商号への利用不可

×「くまモンのラーメン店」 → 商号への利用不可

●くまモンの好みや行動を表現するような商品名への利用はできません。ただし、くまモンを絡めない形ならば、パッケージ等に事実に即した商品の特徴を表示することはもちろん可能です。

※例
×「くまモンおすすめ！おせんべい」 → ○「くまモンのおせんべい」 等
×「走る！くまモンのリモコン」 → ○「くまモンのリモコン」 等
：パッケージ他の場所に「走る！」等の表示可
×「くまモンの目が光る LED ライト」 → 「LED ライト」（くまモンバージョン） 等
：パッケージ他の場所に「光る！」等の表示可

●くまモンをもじった商品名への利用はできません。

※例
×くまモンブラン → ○モンブラン（くまモン型）
×くま紋柄カーテン → ○くまモン柄カーテン

●その他、商品の形状、パッケージ等がくまモンに関係がなく、単にくまモンの名前を使用することのみが目的の場合は使用できません。

●くまモンのセリフについて

«原則»

◇セリフで表現できるものは、モン語（基本的に、語尾が「くま」又は「モン」で終わる表現）又は熊本弁の使用を原則とした、①挨拶、②くまモンを利用した商品に関連した、熊本県（地域、県産品等）又は熊本県施策の PR、③くまモンの出動するイベントの告知、④その他一般的表現の 4 つとします。なお、一人称は常に「ボク（※カタカナ表記）」です。

◇くまモンのキャラクターを守るため、ネガティブな表現や、特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません（推すものについては、熊本県又は熊本県施策を PR するものを除く）。また、くまモンのキャラクターに無い、趣味・嗜好・思想等を表すものも認められません。

◇簡単な英語表現は、日本語訳が原則から外れなければ使用できます。

◇セリフは、吹き出しが基本ですが、吹き出しは無くともくまモンとの位置関係によりセリフと認識されるものについても同様に取り扱います。

◇語尾に☆、！、？、♪、～等の追加は上記の原則を守り、セリフの内容に合っているものであれば使用できます。「モン」や「くま」に係る「モーン」や「くま～」の表現についても同様です。

«原則の例示»

①【挨拶】

●基本的な挨拶の表現については、以下に列挙したもののみ認めます。

※例
「おはくま（おはようの意）」、「おやくま（おやすみの意）」、
「サンくま（サンキューの意）」、「よろしくま（よろしくの意）」、
「チェッくま（チェックの意）」、「おつからしれんこーん（お疲れ様の意）」
「ありがとうだモン（ありがとうの意）」、「ごめん（なさい）だモン（ごめんなさいの意）」、
「エイエイモーン（エイエイオーの意）」、「バイバイモーン（ばいばいの意）」
「こんばんぺいゆ（こんばんはの意）」、「こんちくわ（こんにちはの意）」

●上記挨拶の前に、1～2語程度の言葉を追加することはできます。ただし、原則に反する追加を除きます。

※例
「みんな、おはくま！」（一般的な挨拶で自然なもの）、
「この番組をチェックま！」（テレビ出演告知の場合）、
「○○のみんな、よろしくま」（イベント告知の場合。但し○○が特定の団体等の場合は認められません）

②【くまモンを利用した商品等に関連した、熊本県（地域、県産品等）又は熊本県の施策の PR】

●くまモンを利用した商品等に関連した、熊本県（地域、県産品等）又は熊本県の施策に関するPRとなる表現は認められます。但し、特定の団体名・商品名等を PR することはできません。

●施策に関する表現については、施策内容と照らし合わせ、語尾の「くま」、「モン」を省略した方が適当な表現となる場合は省略可です。

※例
×「△△農園のデコポン美味しいモン（特定の団体の PR）」
→○「熊本のデコポン美味しいモン（県産品全体の PR）」
△「馬刺し大好き（県産品・ご当地メニューの PR だが、モン語ではない、地名がなく PR 要素少）」
→○「熊本の馬刺し大好きだモン」」
△「熊本大好き！（モン語ではない）」→○「熊本大好きだモン！」
×（米の場合）「美味しいモン」（商品名なしで、逆にその商品の PR となる）
→○「熊本のお米、美味しいモン」（熊本の米全体の PR になる）

③【くまモンが出動するイベントの告知】

●くまモンが出動するイベントの告知については期日、場所、イベント名、適正な惹句程度の長さまではセリフを使用できます。ただし、企業名や商品名が入らないように注意してください

●くまモン隊の出動を伴わないイベントの告知物を作成する場合は、くまモン隊が出動するという誤解を最小限にするため、セリフの使用は認めません（出動しない旨を記載いただくこともあります）。

※例
○「△月△日、□□公園にボクも行くモン！」（出動を伴う場合）
×「来るモン（行くモンが正）」「待ってるモン（くまモンはお邪魔する立場）」の表現はイベント告知では基本的に不可

④【その他一般的表現】

●スタンプ、デコメ等、イラストとセリフを一体として販売するものについては、これまでの原則に従うものに加え、以下の表現を認めます。ただし、イラストや背景の状況と著しく乖離した場合を除きます。

※例

ア（やんちゃな男の子に適当な感情表現のうちポジティブなもの）＋（できる限りモン語語尾）

○「OK だモン」、「美味しいモン」、「好きだモン」

△「暑いモン」（背景等と合わせ判断）

イ（やんちゃな男の子に適当な一般的名詞（商品説明にならないもの））

＋（できる限りモン語語尾）

○「ボールだモン」、「お日さまだモン」（商品説明等にならないよう注意）

«その他»

«以下の場合、ケースに応じ表現を検討します»

◆くまモンが、絵本、漫画等へ登場する場合（利用許諾可否と併せて検討）。

◆くまモンが、参考書等で説明役あるいは質問役となる場合（利用許諾可否と併せて検討）。

くまモンに衣装を着せる場合について

«原則»

◇くまモンは熊本県の PR キャラクターですので、衣装を着用することで、熊本県以外の特定の団体のキャラクターであるかのような誤認を受ける服装は、イラスト、イラストから作成した立体物共に着用させることができません。衣装を着けたくまモングッズを作成する場合には、以下のとおりの取り扱いとします。

①【特定の団体や職種を想起させない服装】

●特定の団体や職種を想起させない服装については着用を認めます。

（例外：P18:「●2-5 全国規模で活躍するスポーツチームについての例外」参照）

※例

普段着、和服、礼服、運動着等で特定の団体や職種を想起させないもの。

②【職種や年代で共通性の高い制服（行政機関以外）】

●制服（行政機関以外）であっても、職種や年代で共通性が高く、所属する団体が特定できないものについては着用を認めます。

※例

医師の白衣、ラインや校章のない学生服、白一色の野球ユニフォーム等。

③【教育機関の制服、部ユニフォーム】

●色、形、校章等により特定の教育機関のものと識別される制服、部ユニフォームについては、その教育機関の所在地が熊本県内であり、その長又は長が認めた者からのみ申請を受け付けます。なお、この場合においては、くまモンが特定の機関を推しているような誤解を招かないよう、学校の売店内や同窓会等その教育機関関係のイベント内でのみ販売を認めます。

④【県の行政機関（教育機関を除く）が着用する制服】

ア　色、形、マーク等により、熊本県の行政機関のものと明確に識別される制服については、着用を認め、その行政機関の長又は長が認めた者からのみ申請を受け付けます。なお、この場合においては、そのグッズ等自体が熊本を PR するものと考え、販売には特に制限を設けません。

イ　熊本県の行政機関のものを想起させるが、明確に熊本県のものと識別されない制服については、上記②【職種や年代で共通性の高い制服（行政機関以外）】の取り扱いを準用します。

※例
警官の制服のうち「熊本県警」とロゴが入っているものは上記アの取扱い。
警官の制服であるが、明確に熊本県警のものとは識別されないものは上記イの扱い

⑤【国の行政機関の制服】

●国の行政機関の制服については、県以外の団体と特定されるため、上記③【教育機関の制服、部ユニフォーム】の取り扱いを準用し、熊本県内に組織がある場合のみ、その組織の長又はその組織の長が認めた者から申請を受け付け、販売等についても制限を行います。

⑥【市町村の行政機関の制服について】

●熊本県内の市町村のみ、上記④【県の行政機関（教育機関を除く）が着用する制服】の取り扱いを準用します。

許諾を受けたくまモンのイラストや立体物に、許諾を受けた以外の衣装を着せる場合には、別に利用許諾変更申請が必要となりますので、ご注意下さい。

納税証明書（その６）の請求について

●熊本県 PR 事業者登録においては、熊本県税に未納がないことの確認のため、納税証明書（その６）をご提出いただくこととしています。その手続について説明します。なお、熊本県税に未納がないことを確認するための手続ですので、熊本県税の課税がない方も、提出が必要となります。

１　提出する納税証明書

※熊本県が発行する「納税証明書（その６）」

熊本県税について未納がないことを証明する証明書を取得してください。熊本県の他の納税証明書や、他の自治体が発行する納税証明書は使用できません。

２　納税証明書の交付の請求先（熊本県庁では交付を行っていません）

名称	場所	電話
熊本県県央広域本部　税務部	熊本市中央区南千反畑町 4-33	096(352)4111（代）
熊本県県北広域本部　収税課	菊池市隈府 1272-10	0968(25)4272（直）
熊本県県南広域本部　収税課	八代市西片町 1660	0965(33)2184（直）
熊本県天草広域本部　税務課	天草市今釜新町 3530	0969(22)4370（直）
自動車税事務所	熊本市東区東町 4 丁目 14-37	096(368)4020（代）
宇城地域振興局　総務振興課	宇城市松橋町久具 400-1	0964(32)1330（直）
玉名地域振興局　総務振興課	玉名市岩崎 1004-1	0968(74)2133（直）
鹿本地域振興局　総務振興課	山鹿市山鹿 978（山鹿市役所内）	0968(44)2132（直）
阿蘇地域振興局　総務振興課	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967(22)4527（直）
上益城地域振興局　総務振興課	上益城郡御船町辺田見 396-1	096(282)0614（直）
芦北地域振興局　総務振興課	芦北郡芦北町芦北 2670	0966(82)2317（直）
球磨地域振興局　総務振興課	人吉市西間下町 86-1	0966(24)5793（直）

３　納税証明書（その６）を請求する際に必要なもの（本人が来所する場合）

(1)くまモンの利用申請をする者が個人の場合

①本人の印鑑（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）

②本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）

③400 円分の熊本県収入証紙

※各交付窓口庁舎内売店等で販売しています。必ず「熊本県」の「収入証紙（印紙ではない）」を提出ください。

(2)くまモンの利用申請をする者が、商業・法人登記をしていない団体の場合

①団体の印又は代表者の印（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）

②団体代表者の本人確認書類（法人印のある顔写真付きの社員証原本や、運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）

③400 円分の熊本県収入証紙（注意点は前記と同）

※熊本県税の課税がない団体にあっては、規約等の写しを添付してください。

(3)くまモンの利用申請をする人が法人の場合

①法人実印（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）

②本人確認書類（法人印のある顔写真付きの社員証原本や、運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）

③400 円分の熊本県収入証紙（注意点は前記と同）

※熊本県に設立届を提出していない法人にあっては、定款、商業・法人登記簿、登記事項証明書等のいずれかの写しを添付してください（県内に事業所を有する法人にあっては、設立届の提出が必要です）。

4　納税証明書（その６）を請求する際に必要なもの（郵送の場合）

●申請書につきましては熊本県税務課ホームページからダウンロードできます。

●熊本県ホームページのトップページにおいて「納税証明」で検索してください。

●必要な書類については、上記３と同じですが、別に切手貼付の返信用封筒が必要となります。

●熊本県の証紙が入手困難な場合には、400 円分の郵便小為替を同封してください。

5　その他

代理人の場合の請求方法その他詳細につきましては、熊本県税務課ホームページ

（http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/nouzeishoumei-sinseisho.html）

を参照ください。

くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理

<<原則>>

・法人格のあるものは、原則として代表者(最高責任者)名での申請とし、代表者印の押印された申請書を受け付ける。

・事業部長/支店長等、最高責任者でない者からの申請書を受け付ける場合は、委任状又は支配人登記が確認出来るものを確認したうえで、受け付ける

○図

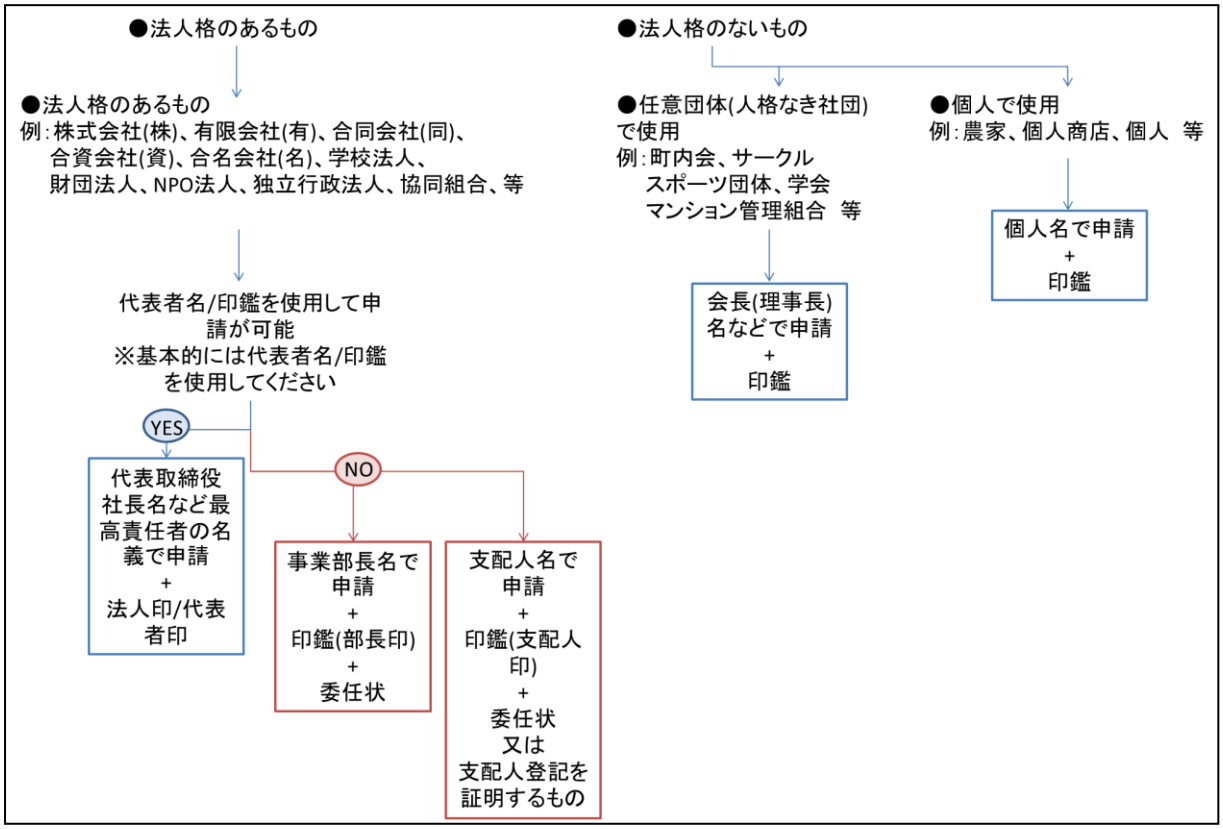

【様式】　　手引の内容確認セルフチェックリスト

・下記全てのチェック項目についてセルフチェックを行い、「申請者チェック欄」にチェック(☑)を入れてください。

※必ず全ての項目にチェックが必要です。

・各項の内容は、必ず利用の手引や規程と照らしあわせてご確認ください。

申請者チェック欄	内容	利用の手引記載ページ	事務局チェック欄
□	利用許諾申請の前に、「熊本県 PR 事業者登録」を行い、「熊本県 PR 事業者番号(事から始まる 6 ケタの番号)」を記載しました	P7～P9	□
□	利用可能なイラスト(No.1～No.29)(新イラスト№.1～№.42)のみを利用しています	P11～P13 P30～P31	□
□	【原則 1】くまモンの写真は利用していません	P15	□
□	【原則 2】特定の商品/企業の「おすすめ」をしていません	P15	□
□	2-1 おすすめとなりやすいように、くまモンの近くに特定商品情報を配置していません	P16	□
□	2-2 .顔パーツの一定範囲内に、デザインパーツを配置していません	P17	□
□	2-3 くまモンに特定商品情報を持たせていません	P17	□
□	2-4 くまモンに何かを着せる場合、企業/団体などが特定出来るものを着せていません	P18	□
□	3-1 顔パーツは、パッケージ等の裁断部分で見切れていません	P18	□
□	3-2 顔パーツのみ(顔の輪郭なし)の利用はしていません(例外:黒背景)	P19	□
□	3-3 ロゴや文字などは、顔・体ににかかっていません	P19	□
□	3-4 アニメーションには使用していません	P20	□
□	4-1 「セリフ」は利用していません。又はセリフについての整理を読み、セリフを利用しています	P20	□
□	4-2 複数の人格を持たせる配置はしていません	P20	□
□	4-3 性別や年齢などプロフィールから想定出来ない利用はしていません	P20	□
□	4-4 ストーリーを伴う利用はしていません。	P20	□
□	4-5 他のキャラクターとの親交がある様な表現はしていません。	P21	□
□	4-6 他の地域の PR を目的とした利用はしていません	P20	□
□	5-1 「くま」はひらがな、「モン」はカタカナです。英字表記は「kumamon」又は「KUMAMON」で記載しました。	P20	□
□	新イラストを利用する場合の注意点を確認しました	P29	
□	【その他】県の PR に資さない、イメージを損なう利用はしていません	P21	□
□	【写真】申請書に写真またはデザイン図を添付しました。	P14	□
□	【写真】商品タグや本体などに、許諾番号の記載場所がわかるように記載し、その記載場所を写真またはデザイン図で示しました	P14	□
□	【申請主体】申請者の名義・印鑑については「利用の手引別紙 くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理」を熟読し、指定された名義・印鑑を使用しています	P41	□
□	くまモンオフィシャル HP の“くまモン利用申請-よくある質問-”を確認しました	くまモン HP	□
□	【利用規程】利用規程の 10 条(利用許諾の制限)には該当しません。	利用規程	□
□	【県 PR】製品等には、県の PR につながる要素を盛り込みました	-	□

※事務局使用欄					
		記入者			
申請書受理日	平成　年　月　日	持参　郵送		□入力済	
添付書類	不足有　不足無				
原課送付	(送付日) 平成　年　月　日	(受理日) 平成　年　月　日			
登録	適　不適　起案済	通知日	平成　年　月　日		□入力済